

〈論文〉

山口明穂氏の所謂「時の助動詞」の説をただす 下

川上徳明

(一)

第三章 山口氏の細江説批判

三(一) 1

次は、細江逸記氏の「目睹回想」「伝承回想」説に対する山口氏の見解を検討する。この問題はこれまで論の錯綜を避けるため深入りしなかつたものであるが、ここで一括して検討する。先ず問題点を概略列挙する。

一 山口氏の「目睹回想」「伝承回想」説に対する評価は一貫せず、甚だしいぶれ・矛盾がある。

二 氏は細江氏の「伝承回想」説に対して「長い間、反発している」(文献⑮、二六二頁)というが、しかしそこには説の根幹に関わる根本的な誤解を含む。

三 氏は、高等学校の教科書の中などでは、細江説を承けて「き」を「直接過去」、「けり」を「間接過去」として二語を解釈する記述が圧倒的に多い(文献⑫、冒頭取意)などというが、果たしてそのような事実があるか。

四 氏は、細江氏の「目睹回想」「伝承回想」説は「山田孝雄氏の『回想』の概念を基にしたものであり、それにトルコ語の解釈にヒントを得たという」(文献⑭、二頁)などとするが、これも果たして事実を伝えているか。

五 氏の「目睹回想」「伝承回想」説否定の実際は如何なるものであるか。氏の例文解釈は細江説を否定し得ているか。

三(一) 2

以下、右について検討するが、先ず三の、「き」を「直接過去」、「けり」を「間接過去」とする呼称の問題について見る。(以下、傍線筆者)

イ「けり」について、「き」との違いを問題にして種々の議論のあることは、ここで改めていうまでもない。その中で、「けり」を伝承回想とし、「き」を目睹回想とする細江逸記氏の説が普及している。高等学校の古典文法では、それぞれ、間接過去、直接過去と

いう名で受け継がれるなど、現在でも代表的な解釈である。(文献⑩、三頁上)

ロ 高等学校の古典文法(いわゆる学校文法)では、「き」「けり」を、それぞれ「直接過去(体験した過去)」「間接過去(伝え聞いた過去)」と解釈する考えが広がっていることを述べたが、「き」「けり」の二語は、この考えでは捉えられず、異なる考えで解釈しなければならぬことが明らかになった。……それが改められず、従来の考えが通っているのは、好ましいことではない。古典に慣れない入門段階では、それでよいというような安易な考えでは、多くの人に日本文学の古典が正しく理解されず、更に、日本語の正しい発想が理解されないという、ゆゆしい事態を招いていることを考えなければならぬのである。(文献⑩、八頁上)

ハ 前述した通りの、(筆者注、「き」を「直接過去」、「けり」を「間接過去」とする)いわゆる学校文法によるのでは古典が正しく読まれない。このあり方は是正されてしかるべきである。(文献⑩、一〇頁上)

ニ これ(筆者注、宣長の『古今集遠鏡』の俗言訳等)が、曖昧で不十分であるとはいっても、現在の「直接過去」「間接過去」と區別するような誤った知識を持たせるよりはよいという思いがある。(文献⑩、一一頁下)

「目睹回想」「伝承回想」を高等学校の古典文法では「直接過去」「間接過去」と呼んでいるとする山口氏の説は右文献⑩に始るが、続く文献⑫ではそれが次のように一段と強調されて来る。

ホ 高等学校の教科書の中などでは、「き」を「直接過去」、「けり」を「間接過去」とするなど、この「目睹回想」「伝承回想」の線に沿って二語を解釈する記述が圧倒的に多い。(文献⑫、冒頭)

また次は文献⑭の例である。

へ 「けり」を論じたものとしては、細江逸記『動詞時制の研究』(一九三三年刊)の中で行われた「伝承回想」が夙に有名で、現在の学校文法の中では、場合によっては「間接過去」など概念を微妙に修正したものもあるが、それとても根源となる説は細江説であるように、極めて有力な説となっている。(文献⑭、一頁)

更にこの二語は文献⑯即ち『大辞典』でも使用されている。

ト 細江の説は長く支持され、現在の学校文法の中には「き」を「直接過去」とし、「けり」を「間接過去」のようにする説が多く採

用されているが、細江の影響といつてよい。(文献⑩、二三六頁。「研究史」の項)

なお、山口氏の論には右の他にもこの二語の使用例が散見される。

以上、氏は、現在「高等学校の古典文法(いわゆる学校文法)」では「き」「けり」を「直接過去」「間接過去」とする記述が「圧倒的に多」く、「ゆめしい事態を招いている」という。

しかしながら、驚くべし、右は全く事実無根の虚構の言である。高等学校の古典文法の世界において「直接過去」「間接過去」などという用語はどこにも存在しない。高等学校の教科書及び所謂副教材の文法(教科)書等にかかる用語は全然用いられていない。筆者は昭和三十年以来数年前まで高等学校・高等専門学校・大学において右教科書類に触れる機会が多かったが、かつてこの二語を目にした事は無い。

念の為に、現行の高等学校の教科書十種(尚学図書・大修館書店・第一学習社・東京書籍・明治書院・旺文社・教育出版・三省堂・筑摩書房・右文書院刊)及び右に傍線を付した五社及びここには挙げていない他の五社計十社の文法(教科)書を検したが、そのいずれにもこの二語を用いるものは一冊たりとも存在しない。なお、附言すれば右教科書類では細江氏の「目睹回想」「伝承回想」そのままの他、「体験回想」「伝聞回想」あるいは「経験過去」「伝聞過去」その他が見られるが、氏の言う「直接過去」「間接過去」という用語は遂に無い。(なお、これは現在高等学校に勤務する佐藤雅之君の調査による)。

更に現行の学習用の古語辞典及び一般・専門家向けの古語辞典類にもこの用語は二つながら勿論存在しない。

氏は事実を歪曲して架空の造語を振りかざし、それによって現在の学校文法の在り方をあれこれと難じているのである。しかし、これは高等学校の側からすれば、全く謂れない言掛かりをつけられているに等しく、なんとも挨拶のしようがないであろう。

「チョクセツカコ」・「カンセツカコ」、ソナナコトバガイッタイドコニアルトイウノデスカ。

氏の妄言は、かつては高等学校の文法教育を愚弄し、かつては読者を欺くものである。

なお、加藤浩司氏は「最近のキ・ケリ研究について」で山口説を批判して

第一に、山口氏が批判の対象とする細江説およびそれに依拠する「古典文法」の説が具体的にどの著書・文法書のどの部分の記述

なのか、文献引用としてはつきり示されていない点である。(帝塚山学院大学「日本文学研究」第36号、八八頁下)

としている。少なくとも研究論文であれば引用の典拠を明らかにすることは、須要の、むしろ基本的な条件であり、右の批判は当然である。山口氏の論にはその典拠を欠くのであるが、しかし、これはそもそも典拠の示しようがないのである。何故なら「直接過去」「間接過去」などという用語は土台どこにも存在しないからである。尋常では到底考え難いことであるが、この語は山口氏の恣意の所産である。さもなくば、教育界の実情を知らぬが故の幻想である。いずれにしてもこれは本来出処を持たぬ道理である。

また、加藤氏の批判はこの二語に限らず、山口氏の細江説批判及び山口氏が「伝承回想」に非ずとする個々の具体例の場合に及ぶが、山口氏はその何れの場合にも典拠を明らかにすることがないのである。

更に先の(へ)には、「間接過去」とは「伝承回想」の「概念を微妙に修正したもの」だとしているが、これも作為を重ねたものと言わねばならない。

氏は仮構の内容を書き連ねて恬然としているが、これは単に認識の欠如などというべきものではない。ここに至ればもはや論文以前の研究者としてのモラルの問題であることは大方の目にも明らかであろう。

それにしても、前述の如き主張がしばしば繰り返されると、所謂学校文法の世界においてこの語が実際に行われていると思う読者が現れても不思議はない。しかも、右の文献⑪・文献⑫は「國語と國文學」所収論文、文献⑬は「源氏物語研究集成 第四卷」所収の巻頭論文、文献⑭は「大辞典」の記述である。こうした学術的な(と一般に思われている)ものに、まさか虚構の文章を書き記し、かつ、それがそのまま掲載されようなどとは何人も夢想だにせぬであろう。

なお、右「大辞典」には山口氏以外の記述にも「直接過去」を表すとされる「き」(一二二頁上。「回想」の項)という記述が見られる。これは山口氏の用語を無批判に踏襲したものかと思われるが、こうした例も読者の誤解を助長するであろう。そしてかかる追隨者が増加すれば、やがて「三人市虎を成す」ことになりかねない。

三(一) 3(1)

一の「目睹回想」「伝承回想」説に対する評価の問題に進む。先ず、否定的な評価を見る。

前項(二)では「直接過去」「間接過去」を「誤った知識」と断じているが、続く(ホ)の後には、細江氏の「目睹回想」「伝承回想」説を採ることによって文法と古典の読解とが乖離している、として、

チ それでは文法は文法だけの知識であり、古典を読む時には文法は何の関係も無くなる。そのような事が行われているのではないか、そんな極端な危惧まで抱いてしまうのである。そして、それは学校教育だけの問題ではなく、実際は、国語・国文学の世界でもあ

るのではないだろうか。その危惧も起るのである。(文献⑫、一二六頁下)

と言う。氏の「危惧」は「国語・国文学の世界」にまで及ぶのである。更に、少し後には

リ 「目睹回想」「伝承回想」という区別が妥当でないという意見に反対する議論はあり得る。……しかし、もし、初心者を持つよう求める内容が正しくないとすれば、そして、古典理解に何も役立たないとすれば、それは正しくないことなのではないだろうか。むしろ、害にさえなるのではないか。(同、一二八頁下)。

とし、この論文を次のように結ぶ。

又 「目睹回想」「伝承回想」の判断が国語国文学に与えたものの大きいのはいうまでもない。その成果をないがしろにすることは許されないことである。しかし、それが、古典の理解を歪めた、或は、楽しさを殺いだという思いがされてならない。作中人物の心境に立入る道を狭めた結果になっているように思える。(中略)

学校文法の中で、説が見直されるのは何時になるか。少なくとも、文法の知識が実際の解釈にどこまで生かされているか、その検討がなされてよいのではないか。一人一人が古典を与えられるものとして読むのではなく、楽しみながら読むという方向が望ましいと考えるが、道は遠いであろう。(同、一三四頁上)

次は文献⑮(著書)の「おわりに—今日までの言葉とのかかわり」の部の言葉であるが、この一言は重要である。

ル 長い間、反発している「伝承回想」は……(文献⑮、二六二頁)

更に、文献⑮では細江説を否定した後、次のような強い思い入れの言が続く。

ヲ 細江説に、今もつて従うのはどうしてなのであろうか。殊に、高等学校の古典文法の分野では、強く支持されている。……いくら教え易いからといっても、間違つた解釈でよいのであろうか。高校の古典読解は、古典を理解し、古典を読む姿勢を身につける場であると思うのに、果たして、これでよいのだろうか。つくづく考えさせられたことであつた。(三頁)

以上、「目睹回想」「伝承回想」説は「間違つた解釈」であり、「古典の理解を歪め」「害にさえなる」ものだとして「長い間、反発している」という。そして学校教育界、国語・国文学界に対する「極端な危惧まで抱」くという。右は謂わば警世の言である。即ち、氏はまさしく自ら警世の士・木鐸をもつて任じているが如くである。しかし、実のところは事実の認識を全く欠き、虚妄の言を弄して他を難じているに過ぎないのであつて、警世の言・木鐸の響きには遙かに遠い。これはむしろ世を誤るものと言わねばならない。氏は机上に手を束ねてつくづく慨嘆し、慷慨する暇があつたら、高等学校の教科書・文法書の一冊なりとも実際に手にすべきであつたのである。

三 (一) 3 (2)

次は「目睹回想」「伝承回想」説に対する一見、肯・否ない交ぜの評価を見る。

文献⑯では春日政治氏の説(「けり」は現在を表す)他に触れた後、

ワ 古典の多い用例の中には、伝承回想と解釈して処理できるものも多く、その解釈の立場は失われてはいない。(中略)「けり」を伝承回想とする立場、現在につながる意味でとらえる立場と、種々の立場が生じるのもやむを得ないといふべきなのである。(四四頁下。傍線筆者、以下同)

という。続いて文献⑰では前掲(イ)の末尾「現在でも代表的な解釈である」に続いて次のように高く評価している。

カ 細江氏の説については、後の学問に大きな影響を残し、学史の上で価値の高さは大いに評価されるべきである。しかし、古典の用例に当たってみると、伝承回想、目睹回想では解釈できない例に出会う。(三頁上)

次は文献⑫に見られる評語である。

ヨ 研究史の上で考えれば、この説は永遠に高く評価されるべきものである。しかし、文法の理解には、实例と照合して検討する作業があつて始めて納得されるべきことである。(一二九頁上)

ここでは「伝承回想」「目睹回想」説は「後の学問に大きな影響を残し、学史の上で価値の高さは大いに評価されるべきであ」り、「永遠に高く評価されるべきものである」と最高度に評価する。これでは先の(チ)〜(ヲ)とは真つ向から対立し、矛盾する。二つの評価はまさに対極にある。更に「害にさえなる」(リ)のような「間違つた解釈」(ヨ)が如何にして研究史上「永遠に高く評価されるべきもの」(ヨ)で「現在でも代表的な解釈」(イ)たり得るのか。これでは場当たり的に、適当に言葉を弄んでいるとしか言い様があるまい。またここでは、「けり」は「伝承回想と解釈して処理できるものも多」いと言いながら、それでは「解釈できない例に出会う」として、それを否定しようとする。「けり」の全用例が「伝承回想」で解釈出来るとか、全用例をそれで解釈せよなどという人が(細江氏を含め)何処かにいるのであろうか(詳細後述)。

氏は前掲の如くこの説に「長い間、反発している」(ル)という。これが氏の心情を通底するものである。細江説を受け付けまい、否、なんとかしてそれを全面的に否定したいというのが山口氏の真意であり、本音であろうと思われる。右の如きほとんど感情的な文言はそれを端的に示していよう。既にその例を「上」の「き」の項(例文20・22)で見た。ここにはもはや自家撞着を顧みるだけの余裕はない。

三(一) 4

二の問題に移る。氏が細江説を否定する根本的な理由は実は極めて単純なのであつて、それは一に氏が細江氏の「動詞時制の研究」を誤読した事にある。細江氏は「き」の「目睹回想」に対して、一部の「けり」を「伝承回想」と解釈したのである。即ち氏は右において

常磐なる松の緑も春来れば今一しほの色まさりけり(古今集、卷一)

手枕のすき間のかぜも寒かりき身はならはしものにごありける(拾遺集、卷十四)

他の「けり」の意味を所謂「咏嘆」と解し、それとは別に『竹取物語』の冒頭他一部の「けり」の意味を「伝承回想」としているのだから、すべての「けり」を「伝承回想」としているのではない。この点の認識は重要である。しかるに山口氏は不用意にも細江氏がすべての「けり」の用法を「伝承回想」としているものと誤解し続け、ヘコノ「けり」ハ「伝承回想」デハナイ、アノ「けり」ハ「伝聞した事」デハナイ」と批難を繰り返しているのである。従って、それは初めから細江氏のさらに与り知らぬ事である。

なお、この点に関しては、前掲加藤氏の論文が『動詞時制の研究』を丹念に引用して山口氏の誤解の所以を明らかにしており、詳細はそれに譲ることとする。

三(一) 5

次いで四の問題を見る。山口氏は、細江氏の「目睹回想」「伝承回想」説は「山田孝雄氏の『回想』の概念を基にしたものであり、それにトルコ語の解釈にヒントを得たという」(文献⑭、二頁)とする。また「細江氏の『目睹回想』『伝承回想』は、氏自身も認める如く、山田孝雄『日本文法論』の中にある『回想』を拠り所としている」(同、一五頁)とする。

右で細江説は山田氏の「回想」の概念を基にし、それを拠り所としているとするが、細江氏の「回想」の概念は山田氏のそれと同一ではない(『動詞時制の研究』一三二頁、脚注1参照)。また「氏自身も認める如く」などとどこからも言えない。なお、「ヒント」の問題は次と併せ見る。

細江氏が、この「目睹」「伝承」という区別を思いついたのは大正六年以前で、氏によれば、これと同じ区別がトルコ語や古代英語にもある^⑮。それで、それがヒントになったという。それらの諸言語にあるのと同じことを日本語に適用できるかどうか、それも疑わしい点である。(文献⑮、一三二頁。傍線筆者、以下同)

という。右のうち傍線部はそのとおりであるが、その他の真偽は、次の細江氏自身の言によって一挙に明らかとなろう。

私の考に依れば我が國語には古き昔に於いて此兩者の區別が儼然として存在して居たので、(中略)これは私自身研究の結果恐らく誤りではあるまいと思ふところである。(『動詞時制の研究』一三七頁)

そして氏は右の傍線部に注して次のように述べている。

尤も私が此研究を進めるに至った動機は大正六年九月某日岡倉由三郎先生を雜司ヶ谷の御宅に御訪ねした時、先生の座談に暗示を得たことにあるので、先生は夙に私の言ふ所に類した區別を「き」と「けり」との間に認めて居られる様に思ふ。こゝに事の次第を明記して先生に對する感謝の意を表すると共に、若し私の説く所が先生の御考と異つて居るならば、それは私自身の一年間に亘る研究の結果である事を斷つて置く。(『動詞時制の研究』一三七頁、脚注)

右の細江氏の言によつて、先に山口氏の言うところがほとんど事實を伝えていないことが知られよう。特に「ヒント」についてはあたかも細江氏の言を引用したかの如き表現になつており、読者は誤解を免れまい。事は学説史に関わるが故に確認しておくのである。因みに、次は文献⑩即ち『大辞典』の「けり」の「研究史」中の記述であるが、ここには一つの不思議がある。

明治時代以後、現在まで、最も人々に知られた説は細江逸記「我が國語の動詞の相 (Voice) を論じ、動詞の活用形式の分岐するに至りし原理に及ぶ」(『岡倉先生記念論文集』昭3)「動詞時制の研究」(昭7)にある「伝承回想」である。(二三六頁中)

右には細江氏の「伝承回想」説に関し二論文を挙げるが、前者は全然「伝承回想」説に関係がない。そもそもこの論文では語としての「けり」(及び「き」)に触れる事さえ一切ないのである。初めに不思議と言つた所以である。右が「伝承回想」説に関係がないことはその表題からも容易に推測されようと思う(なお、表題は正しくは「我が國語の……原理の一端に及ぶ」である事を指摘しておく)。氏は実際にこの論文を披見した事があるのだろうか。

川上徳明

三(一) 6

最後の五の問題について見る。

山口氏の論文における「目睹回想」「伝承回想」という語は文献⑤中のものを初見とする。そこでは先ず『竹取物語』冒頭の一文(今は昔、竹取の翁といふ者ありけり)を挙げ、

細江逸記は、王朝物語を資料にこの説(筆者注、「伝承回想」)をたてるが、右の『竹取物語』の例などは、それによつても解釈で

きる。しかし、

楫取の御神、聞し召せ。をどなく、心おさなく竜を殺さむと思ひけり。今より後は、毛の末一筋をだに動かし奉らじ（竹取物語）

これは竜のしわざにこそありけれ。この吹く風は、よき方の風なり（同）

などの例は、現在の自分の判断を述べているものであって、伝え聞いた過去の事実とは言えない。

今日舟に乗りし日より数ふれば、三九日（三十九日）になりけり（土佐日記）

もまた、直接に自分の体験したことであって、伝え聞いた事ではない。

とする（文献⑤、八八頁。傍線筆者）。

氏は「伝承回想」説を否定すべく、ここで殊更「現在の自分の判断を述べている」例や「直接に自分の体験したこと」の例を挙げているが、これは「伝承回想」説の否定としてはなんの意味も持ち得ない。既に「三（一）4」項で触れたように、細江氏の「伝承回想」説は「けり」の一部の用法を言うものであって、右の如き例は初めから対象外だからである。

氏が「目睹回想」「伝承回想」説否定に関わる例文の解釈を詳述しているのは文献①以後であるが、それについては以下別に項を立てて検討する。

三（二）1

次は前項で提起した五の問題を詳説する。文献①は『源氏物語』における「き」「けり」の用法を主題とするものであるが、その前提に細江氏の「目睹回想」「伝承回想」説の批判を展開している。しかし、そもそも氏の細江説批判が既述のように誤解による全く的はずれのものであるから、結局それは少しも意味を持たない。ただし、以下細江説批判に関わる山口氏の例文解釈自体の当否を問うこととする。氏は「伝承回想」「目睹回想」では解釈できない例として、先ず『古今集』の詞書の例を問題とする。

51 人の家に植ゑたりける桜の、花咲きはじめてたりけるを見てよめる

今年より春知りそむる桜花散るといふことはならはざらなむ（古今集・春上・四九。つらゆき。日本古典文学大系による）

「咲きはじめてたりけるを見て」という続きで、^①「見」た対象が伝承された過去というのは理解できない。^②「咲きたりける」事態は「見」た段階で現実化しており、……「植ゑたりける」も今あるということでは同じである。更に、ただ現在のことを述べるのではなく、「植ゑ」であること、それは、^③「植ゑ」た時から咲くことを待ち望んでいた、これまでを含んで述べているのである。そこから、「けり」の意味は、^④現在の事態をもとに、過去のことを回想しつつ述べることにあるという考えが浮かぶ。（筆者注、続いて、この見解が山田説に合致するとの記述があるが引用省略）

52

桜の咲けりけるを見にまうで来たりける人に、詠みて贈りける

我宿の花見がてらに來る人は散りなむ後ぞ恋しかるべき（同・同・六七。みつね）

の「咲けりけるを見に」とあるのも、ここが「我宿」であることを考えると、^⑤伝承した過去の事実という判断はできず、前の場合と同じように^⑥現在の事実をもとにしたものと考えるべきである。

53

家に藤花咲けりけるを、人の立ち止まりて見けるをよめる

我宿に咲ける藤波立ち帰り過ぎがてにのみ人の見るらむ（同・春下・二二〇。みつね）

とある例も前の例と同じである。

このように「けり」の用法は、^⑦伝承した過去の表現ではなく、^⑧現在の事実をもとに過去を思うものと考えるべきである。（文献^⑨、三頁上。《》及び記号・傍線筆者）

傍線部^⑩・^⑪の二点が右の結論である。即ち、ここでは「けり」について^⑫「伝承回想」説を否定し、^⑬現在の事実をもとに過去を回想するものだ、との自説を主張するのである。右三例に共通するのは「……けるを見（て）」の形式であるが、氏は^⑭「見」た対象が伝承された過去というのは理解できない、として「伝承回想」ではないとするのである。しかし、これらを「伝承回想」と解するのは細江氏の更に与り知らぬことであり、先ずその点から言つて^⑮は全く意味がない。また、^⑯は【第一類】の解釈であるが、これもまた既に詳述したところにより全面的に否定される。その上ここには勅撰集の詞書についての全くの無理解が重なっているのであつて到底認め難い。

勅撰集の詞書の性格について、今簡単にその要を繰り返せば次のようになる。

- 一 詞書の記述の主体は撰者であつて、歌の作者ではない。
- 二 入集前の、例えば私家集の詞書は撰者によつて、時に書き改められ、時に書き加えられ、時に削除される。
- 三 記述形式は第三人称であつて、第一人称ではない。
- 四 詞書の記述時期は集編纂時であつて、詠歌時点ではない。

右を例文52の場合について具体的に見る。次は『古今集』（『日本古典文学全集』本）と私家集との詞書を比較したものである。

桜見にまうできたる人（躬恒集・三六八）

桜の花の咲けりけるを見にまうできたりける人に、よみておくりける（古今集・六七。みつね）

『古今集』の詞書は『躬恒集』の詞書を基にしているものと思われるが、『躬恒集』の詞書に比し、叙述が整えられ、詳細になるとともに「けり」が添加されている。これを見ても『古今集』の詞書は歌の作者が詠歌時点に記述したのではなく、集編纂時に撰者によつて書き改められたものであることは明らかであろう。この問題については後にまた詳述するが、以上の略述によつても先の山口氏の見解は根底から否定されるであろう。

右には概要のみを記したが、勅撰集の詞書に対する山口氏の見解については既に前掲加藤氏の論文に批判がある。

「咲きたりける」事態は「見」た段階で現実化しており「いずれも、『けり』の付いた内容を『見』て歌を作っている」などであるが、山口氏は勅撰集の詞書が撰録された和歌を作る前から既に存在していた、例えば題詠の際の歌の題のようなものと捉えているのである。勅撰集の詞書はその集をまとめる際に撰者等によつて後から書き加えられたものであり、詠歌時のものであり得ない。……詞書を書いている時点が詠歌時点よりも前になることはあり得ず、当然「けり」の付いた内容を「見」て歌を作っている「など」と言えるわけがない。

以上から、山口氏が古今集詞書を作歌時の、作歌者がそれに基づいて歌を詠んだものとする見解は全く成り立たないものであり、当然そうした誤った見解に基づく「細江説」および「古典文法」に対する批判はその根柢からして効力を持たないものであることを

主張しておきたい。(九一頁上。傍線筆者)

右は、先の勅撰集の詞書についての山口氏の見解ならびに細江説及び古典文法に対する批判を根本的に否定するものである。要を得た的確な批判であつて、まさに同感である。(なお、傍線部は後に引く文献⑱の言を引用したものである)。

更に右の【第一類】の解釈に基づく山口氏の詞書の「けり」の説明は初めから何の意味も持ち得ないものであるが、いま一往の検討を加える。

先ず、例文51①の《植ゑ》た時から咲くことを待ち望んでいた》について一言する。実のところ、筆者は、この思いも寄らぬ文言がどこから出て来るのか、初めは全く理解出来なかつたのである。恐らくこれは何人にとつても同様であろうと思われる。しかし、繰り返し読んで、漸く、これが氏のいう回想の内容(④)の「現在の事態をもとに、過去のことを回想」する)なのであろうと納得したのである。氏の「けり」説(【第一類】)によれば、回想の内容は表現される事がないのであつた。氏によればそれは読者の想像に委ねられているものであつたから、右が原表現のどこから出て来るかという問いは初めから成り立たぬ道理であつた。

ところで、先の例文で、氏が「けり」の回想内容を説明しているのは右の一例に限られ、他の六例については何故か説明しない。よつて氏に代つてその説明を試みようと思う。

先ず、例文51の詞書中の「花咲きはじめてたりける」の「けり」の回想内容として読者は何を想像しなければならぬのであろうか。「花が咲きはじめ」る前から満開になるのを待ち望んでいたこと、とでもすれば氏はよしとするであらうか。

例文52・53の「咲けりける」については、氏に倣つて「あれこれ想像を逞しく」(文獻⑮、二六四頁)して、これは花が盛りになる前から満開の美を楽しむにしていたことを回想するものでもしておこう。因みに、右の諸例とは別に

桜の花の散りけるをよみける(古今集・二・八二。貫之)

の第一例の場合は「花の散る」前からそれを懸念していた過去を回想するものともなるであらうか。

次に、例文52の第三例「詠みて贈りける」及び右の「よみける」の場合は、それぞれ「歌を贈つた時点でのそれまでの作者の思い」「歌を詠んだ時点でのそれまでの作者の思い」とすれば合格であらう。何故ならこれはまさに既述例文25の氏の説明に倣つたものだから

である。ただし、これはなんら具体的な内容を説明していない。

以上の例については何とかこじつけたのであるが、如何に想像を逞しくしても「まうで来たりける人」(例文52)、「人の立ち止まりて見ける」(例文53)の「けり」の回想の内容即ち作者の思いを説明することは筆者の到底なし得るところではない。

いや、表現されていない回想の内容を一々想定するなどという愚にもつかぬ不毛な営為はこゝらで打ち切ろう。

右に關し、改めて氏の「けり」説を纏めると次のようになる。

「けり」は現状を述べ、それを基に過去を回想する。回想の内容は表現されない。(第一類)

常に感ずるのは、多くは語られていない、話手の思いの理解できない苛立ちである。(文献⑫、一三三頁下)

右の意味規定で「現状を述べ」とは「けり」が「現状の叙述に接続する」意である。即ち、規定の前半は「けり」の接続を言うのみであつて、意味に關するものは「それを基に」以下にある。しかしながら、肝腎の「けり」の意味は理解できないと言ふ。即ち「けり」の意味である話手の思ひは理解できず、常に苛立ちを感じると言ふのである。先の七例の「けり」中、一例の他は回想の内容を説明しなかつた、否、説明出来なかつた理由はここにある。なんのことはない。これでは自ら所説の欠陥を表明しているようなものではないか。氏の説が如何に空論に過ぎぬものであるかは、右の事実が確然と物語るであらう。

表現されていないという個々の回想の内容を推測することは到底何人にも不可能であり、かつ無意味であるが、氏は『古今集』の詞書中の約四八〇例の「けり」の回想内容をすべて右の如くに説くのであらうか。(なお、これは別に詞書に限らず、和歌本文中の「けり」、更には物語他の「けり」一般についても同じことである)。ただし、仮に個々の「けり」の回想内容を説明したならば、それはまた取りも直さず「けり」の文法的意味ではない。改めて言うまでもないが、具体的・個別的な用法の羅列は語の意義たり得ないからである。氏の「けり」説の根本的・論理的な破綻はこの点から見ても明白である。

三 (二) 2

次は先の例文53に直接するもので、『万葉集』の「田子の浦ゆ」(三・三一八)の歌を問題とする。

54 A 田子の浦ゆうち出でて見れば真白にぞ富士の高嶺に雪は降りける (万葉集・三・三二七)^(ママ)

の「降りける」も伝承と解することはできない。現実の白く雪の降り積もった富士を見て述べたものであり、この時、「けり」によって回想された過去は、富士の高嶺には常に白く雪が積もっているという話でもあろうか。(文献⑩・四頁上。記号・傍線筆者)

この歌の「けり」を細江氏は勿論、何人が「伝承回想」と解しているというのであろうか。しかし、以下に見る如くその批難は止まるどころを知らぬのである。

文献⑮では右の歌を引いた後、次のように述べる。

B (田子の浦を通つて広々と視界の広がる所に出てみると、①富士の高嶺には冬でなくとも雪は降ると、これまで自分が聞いていた通りに、今も真つ白に雪は降り積もっている)

などの例は、「伝承回想」で、「雪は降つたのだそうだ」となるのでは、田子の浦から海越しに眺めた富士の美しさの感動は、はなはだしく損なわれ、歌の興趣が著しくそがれる。この歌は、②あくまで、雪の白く降り積もった眼前の景を詠んだとすべきである。

③絶対「伝承回想」としてはならない。(文献⑮、一三五頁。記号・傍線筆者)

②「あくまで……するべきである」③「絶対に……してはならない」と言う。実に高調・激越の辞である。しかしながら、前述の如く、何人もこの歌の「けり」を「伝承回想」として解釈してはいない。氏の表現に準えて言えば、絶対に「伝承回想」と解釈してはいないであらう。従つて、右は先の「直接過去」「間接過去」の問題に類するものであつて、謂わば一人で息巻いているようなものである。もし、その事実があるとならば、氏はそれを明確に呈示しなければならない。

なお、この歌は眼前の景に対する感動を詠んだものだという。ならば、この「けり」の意味を「感動」と解するのか。

次に傍線部①「富士の高嶺には……」の部分は氏の言う回想の内容に相当するものであろうか、とすれば、先ず回想があつて、次いでそこから感動が生じたことになるのか。眼前の景が伝聞通りであつたことによる感動ということになるが、そうした間接的な条件を通して感動が生まれるものであろうか。後に引く(F)では

この歌は、突然に目の前に白く雪の積もった富士の姿を見た感動を歌ったとするべきであり
 としているが、そこには如何なる前提も入り込むことは出来ないであろう。また、原歌の張りつめた響きは一切の夾雑を拒否するであ
 ると思う。

文献⑮には更に次のような記述が見られる。

C それでは、この「けり」はどう解釈すればよいのだろうか。山田氏のいう、①現に見たことに基つて回想するという意味で解釈
 できないだろうか。そこで次のように考えてみた。山田氏の考えに従えば②「雪は降りける」が現実となる。そのとき、問題は何を
 回想したかである。

この歌は「天地の 別れし時ゆ 神さびて 高く貴き…」と始まる長歌(三二七番)の反歌であり、この長歌の内容、とりわけ、
 ③「時じくそ 雪は降りける(時の区別なく、いつも、雪は降っている)」を意識したと考えられるのではないだろうか。(文献⑮、
 一五七頁。記号・傍線筆者)

と述べ、次いで「当時、富士山は高い山であり、常に頂上には白く雪が積もっていると思われていた」として、『常陸国風土記』の他
 『万葉集』(三三〇)や『伊勢物語』(第九段)の例を引いた後、

D 『風土記』にある話を赤人が回想したかどうかはわからないが、④白く雪の積もった富士を見て、話に聞いていた通りに、この山
 には常に雪が降るといふ過去の記憶が呼び戻されたと考えることができるであろう。つまり、この歌での「けり」で回想されたこと
 は、富士についての話であると解釈すれば、「現に見た事に基つき回想する」という「けり」の機能が理解できることになる。(文献

⑮、一五八頁。同)
 とする。

結果的には意味がない事を承知の上で、右についての解析を加える。

先ず①で「現に見たことに基つて回想する」とし、次いで②で「雪は降りける」が現実となる」という。既述【第一類】の解釈で
 あり、そもそもこれがすべての誤謬の発端である。①・②の前にはそれぞれ「山田氏のいう」「山田氏の考えに従えば」とあるが、山口

氏の見解が山田説を誤解し、全く無縁の似而非なるものであることは前稿「上」以来詳説済である。

(なお、右Cには「山田氏のいう、現に見た」に基づいて回想する」とあるが、これは山田氏の用語ではない。この語は「現に見た事」の形で以後も繰り返されている。意味規定の根幹に関わるだけに不用意で済むことではない。)

氏は「雪は降りける」を現実とし(正しくは「雪は降り」とすべきもの)、例によって、回想の内容を他に求めたのである。具体的には長歌中の③「時じくそ 雪は降りける(時の区別なく、いつも、雪は降っている)」の一句である。また、そこから当時の意識の傍証として前述『常陸風土記』の記述、『万葉集』の晩夏の降雪の歌(三二〇)、『伊勢物語』(第九段)の例を引いている。ただし『伊勢物語』の例の引用は勇み足の類か。

なお、(D)の傍線部④は文意不明。「話に聞いていた通りに、この山には常に雪が降る」というのは「白く雪の積もった富士を見て」の現在の感懐であろう。それが何故に「呼び戻された」「過去の記憶」と考えられるのか。ここは説明の中核をなす部分であるだけに、単なる叙述不整では済むまい。

さて次に、氏の説によれば、「けり」の上接部は現実であるから、長歌の③「時じくそ 雪は降りける」の傍線部も現実の叙述でなければならぬ。とすれば、短歌の現実(「雪は降り」)を基にして長歌の現実を回想するということになる。これが論理の当然の帰結である。しかし、現実を回想するという解釈が論理的に成り立ち得ないことは論を俟たない。

更に、遡って、長歌の「時じくそ 雪は降りける」において、「時じくそ 雪は降り」という現実から「けり」は何を回想することになるであろうか。仮に、氏が長歌の「けり」の上接部は『風土記』等にある過去の話、即ち回想された内容だとおも主張するのであれば、それはまた取りも直さず自説を根底から覆すことになる。これによって、「伝承回想」説否定を意図した右の解釈が如何に容認し難いものであるかが知られよう。

前述のように氏は自らの見解は山田氏の考えに従ったものとしているが、「けり」の上接部を「現実」「現状」の叙述と誤り、回想の内容を他に求める限り、如何に長文を費やしてもその結論は所詮山田説には程遠く、また例文解釈も正鶴に達することはない。

以下は文献⑯・⑱の所説であるが、「伝承回想」説を否定すべく氏が如何にこの歌に執着しているかが知られよう。

E 田子の浦を通過して広々とした所に出てみると、富士の高嶺には真つ白に雪が降り積もっていた。その壮麗な姿は前々から聞いていたのと全く変わらない。(文献⑩、一三五頁上)

F (筆者注、「田子の浦」の歌)などはとても「伝承回想」とすることはできない。もし、それによるならば、仰ぎ見る富士の山に真白に雪は積もっており、聞けば以前に雪が降ったということになる。この歌は、突然に目の前に白く雪の積もった富士の姿を見た感動を歌ったとするべきであり、その感動は、この歌が『新古今集』では「富士の高嶺に雪は降りつつ」(冬・六七五)と現在も雪は降り続けていると現実の感動として歌っていることでも明らかである。……それにもかかわらず、「けり」を伝承回想とし、聞けば云々では、歌の強い感動をなくす以外にはないことになる。(文献⑩、一頁。傍線筆者)

右(E)の傍線部の意味は先の(D)に類するものか。また、(F)の傍線部によれば、「けり」の意味はここでも先の(B)同様「感動」ということになろう。「伝承回想」説の否定にのみ意識が集中し、持説との齟齬にも気付かぬようである。

三(三) 1

文献⑪に戻る。氏は文献⑪の第五項冒頭で「以上述べたことをもとに『源氏物語』において、「き」「けり」がどのように使われているかを考えたい」とする。右の「以上述べたこと」とは、細江説及び所謂学校文法を批判した内容を指し、具体的には前掲例文51から54の「けり」(【第一類】の解)及び既述第一章引用の「き」の例文14・15・16・20・21・22の記述がそれに当たる。

氏は先ず物語中の「き」を含む歌四例を挙げる。

- 55 見し人の雨となりにし雲井さへいと時雨にかきくらす頃(葵・一・三四六頁)
- 56 草がれの籬に残る撫子を別れし秋の形見とぞ見る(同・一・三四七頁)
- 57 秋霧に立ちおくれぬと聞きしよりしぐるる空もいかかとぞ思ふ(同・一・三四八頁)
- 58 あまた年今日改めし色ごろも着ては涙ぞ降る心地する(同・一・三六四頁)

これらの歌は、いずれも、葵の死後に詠まれたものであるが、ここに「き」が使われるのは、葵の死と密接に関わるものであり、そ

の不在への痛切な思いは読み取らねばならないものである。(文献①、八頁下)

これらの「き」は例の「不在への思い」を表すものだという。この見解の根底にあるのは既に第一章で見た

「き」=①過去→②今はない(故人)→③不在の思い

という極めて短絡的な解釈である。右は、殊更に、葵上の死後の歌を拾い出してそれを強調しているのであって、これでは歌に込められた悲嘆の情を説明しているに過ぎず、到底「き」の意味を説明したものとは言えない。例えば、第四例について見るに、

これは、葵の死後に迎えた正月の歌であるが、「あらためし」と「し」を使ったのは、単に過去の事実というだけではなく、今年がこれまでの「あまた年」とは違うものであり、それには、葵の不在への思いがあるからと読める。

とするが、これは余りにも歌意特に「き」を含む上の句の表現内容を無視した附会の説である。「あまた年今日改めし色ごろも」とは、葵上存命中の「過去の事実」を表しているだけであって、それ以上ではない。右傍線部の内容は歌意全体延いて背景の客観的な事実を言うものであって、従ってこれは、助動詞「き」の意味ではない。なお、右の歌が葵の上の死に関わるとしても、それは少しも「き」の意味を規定し得ない。右を「目睹回想」と解して何の不都合があるうか。次の例に進む。これは右に直接する例である。

59 あやなくも隔てけるかな夜を重ねさすがになれし中の衣を(葵・一・三五七頁)

光源氏が、紫上と交わりを持った後に詠んだものであるが、この歌では、「けり」「き」の二語が使われている。「けり」が伝承されたことでないのは、今更いうまでもない。「隔てける」と「けり」が使われたのは、①結ばれた現在の状態から②過去を回想したとき、それが③「あやな」き「隔て」であったことが思われたからであろう。そして、④「なれ」た「中の衣」が現在は取り除かれたことが、「き(し)」によって表されていると考えられる。(文献①、九頁上。記号・傍線筆者)

右の「けり」は、①結ばれた現在の状態から②過去を回想したもので、その回想の内容は③「あやな」き「隔て」であったというのである。とすれば、「あやなくも隔てけるかな」の「けり」は回想の叙述に接続していることになる。

氏はこれを、この項の初めに確認したように、【第一類】で説明しているのである。しかし、用語・措辞は類似するが、右例文59の解釈は【第一類】によるものではない。ここで【第一類】の解釈の内容を改めて確認しておく。

「けり」は現状の叙述に接続し、その現状を基に過去を回想する。回想の内容は表現されない。

従つて、両者は次の重要な点で相違する。比較に際し仮に【第一類】をA、例文59の解釈をBと称する。

先ず、「けり」が接続するのは、Aでは「現状（現在の事態・現在の事実）の叙述」であるのに対し、Bでは「過去の叙述」である。従つてそれはAでは「回想の契機」であり、Bでは「回想の内容」である。次に、回想の内容について見るにAではそれが具体的に表現されることはなく、読者の想像に委ねられているのに対し、Bでは「あやなき」隔て」と具体的に表現されている「過去の事実」である。

右の要を図式的に示せば次のようにならう（矢印「↓」はそれを基に回想する意）。

A 「現状の叙述＋けり」 ↓ 過去を回想（表現されない）

B 「現在の状態」 ↓ 「過去の叙述＋けり」

なお、氏の説明によればBの実際の表現順は、「過去の叙述＋けり」 ↑ 「現在の状態」となる。この歌は第二句の「…けるかな」で断止し、二文から成るが、氏によれば「現在の状態」は別文であり、しかも「き」を含む第三句以下の内容を言うものである。

氏の説明は明らかに以上の相違が無視されている。否、これは意図的に無視したものではあるまい。この重大な相違はここでは全く氏の念頭にないというのが真に近からうと思う。何故なら、この「けり」は回想された内容に接続したものであるとの確たる意識をもって先の説明がなされたのであれば、当然そのことについて説明がある筈だからである。自説の根幹に関わる重大な問題であるが、氏自身は右をそのような意識で書いているとは思われない。氏には自身の文言の意味が判っていないようである。実に信じ難いことであるが、先に指摘した如き自家撞着を無視し、否、恐らくはそれを悟ることなく、機械的・観念的に【第一類】の心算で記述したものとしか解し様がなからうと思う。

なお、④の「き」について見るに、「き」は「さすがになれ」に接続しているから、氏の持説によれば、「さすがになれ」た事実がなくなつたとなるべき筈のものである。それが如何にして「なれ」た「中の衣」が現在を取り除かれたことになるのか。更にまた、「き」がこうした客観的な事実を表現することはあり得ないであらう。また、ここで例の「不在への思い」を問題にせぬのは何故か。

連続する次の例を合わせて見る。

60 若きものにて見馴れし世を、思ひいづるに、隔てきにける年月、かぞへられて、いと、こよなくあはれなり。「まづ、おとどは

おはすや。わか君は、いかなり給ひにし。あてきと聞こえしは」とて、君の御ことをば、……言ひ出です。(玉葛・二・三四六)

初瀬に参つた玉葛一行が右近に見出だされる場面である。「隔てきにける年月」で、「けり」が使われたのは、①再会した今から回想した②自分の体験した過去の年月であり、夕顔の死、その後、③都・九州・都の遍歴があつたからに違いない。「わか君は……」

「あてきと聞えし」と使われる「き(し)」は、別れたまま再会を果たしていない人への思いである。(文献①、九頁上。記号・傍線筆者)

右の「けり」は①「再会した今」から②「自分の体験した過去の年月」を回想したものだという。とすれば、「けり」は回想の叙述に接続していることになろうが、前例同様ここにもその明確な意識は認め難い。

(因みに、右の第一文は玉鬘の侍女三条に再会した右近の心情を述べたものである。ここで右近が「けり」によって回想しているのは三条の若い頃からこれまでの年月の隔たりである。なお、③「都・九州・都」を遍歴したのは玉鬘であつて、右近ではない。従つて、右近はそれを回想すべくもない。氏は回想の主体を取り違えているのであろう)。

氏はこの二例(例文59・60)の「けり」によって、文献⑩以来の自らの見解を見直すべきであつたのである。ここはその最初の機会であつた。しかし、右の如くであつたから回想の叙述に接続する「けり」の例を認識するにはなお文献⑮(既述例文41・42)まで待たねばならなかつたのである。即ち、氏が文献⑩以後、「けり」が回想の叙述に接続する例について意識的に言及するのは文献⑮に至つてからである。しかも、その文献⑮でもこの二例(及び後述例文62)を回想の叙述に接続したものと挙げることはない(既述「一(一六)2」)。これを見ても右の説明がその意識無しになされたものであることは疑いなくであろう。尋常ではほとんど考え難いことといわねばなるまい。

なお、二例の解釈が右の如くであるから、筆者はこれを氏の「けり」解釈の一類として立てることはしていない。敢えて言えばこれは「第一類」もどき「あるいは【第一類】まがい」とでも呼ぶべきか。

次の例文61・62の間には三例（後述例文63及び既述例文18・19）が介在するが、氏はこの二例を比較説明しており、いま一括して検討する。なお、二例の説明文中の傍線部の記号は通し番号とする。

61 故朱雀院の、取りわきて、このあま宮の御事をば、聞えおかせ給ひしかば、かく、世を背き給へれど、おとろへず、何事も、もとのままに、奏せさせ給ふ事などは、かならず、聞し召し入れ、御用意深かりけり。（宿木。五・一二二頁）

の例では、①亡くなった朱雀院が生前述べたことを守つて、当代が女三宮のことに気を配る文脈である。ここでも、「聞えおかせ給ひしかば」と「き（しか）」が使われている。この用法もただ過去のことというのではなく、②亡くなった朱雀院を懐古する思いが強かったからと考えられる。（文献⑩、一〇頁上。記号・傍点線筆者）

62 内裏にも、かならず、宮仕への本意ふかきよしを、おとどの、奏しおき給ひければ、大人び給ふらむと、年月を推し量らせ給ひて、おほせごとに、絶えずあれど（竹河。四・二五二頁。傍点部「給ふらむ」は「給ひぬらむ」の「ぬ」の脱、「おほせごとに」の「に」は衍）

「奏しおき給ひければ」と「けり」の使われた例である。③髭黒が生前に言残した言葉によつて、その死後も帝が玉葛に声をかけてくれるという文脈である。ここでは、髭黒の死後であることを考えると「しかば」と「き」が使われてよいとも考えられるが、それが、「けり」の使われるのは、④髭黒の行為が過去のことであることを述べると同時に、その発言が今も守られていることを述べたからであると考えられる。⑤髭黒の「奏し」たことは過去のことであるが、その意図が現在も思い起される、それを述べるものが、ここに「けり」を使った理由であると考えられるのである。

次に右の二文における「き」「けり」の用法の比較が続く。以下、それを私に改行して示す。

この「竹河」の例は、前に引用した「宿木」の「聞えおかせ給ひしかば」と使われたものと近い文脈である。

「竹河」の例が⑥「奏しお」いたことが今も尊重されることを述べており、

「宿木」の例は⑦「聞えおかせ給」うたことが今も尊重されていることを述べる点で共通し、しかし、「けり」「き」と異なる表現と

なる。それは、

「竹河」が⑧現在の状況から過去の発言が思い起されるのに対し、

「宿木」は⑨故人となった朱雀院を懐古することにあると、それぞれの文脈に異なる作者の意図があったからであろう。(文献⑩、一

一頁上。記号・傍点線筆者)

この二例の説明で注意すべきは「文脈」という語の多用である。「き」「けり」の用法を先ず「文脈」によって説明しているのであるが、結論的にいえば、これは全く無意味である。「き」「けり」の意味が「文脈」の構成に与ったり、あるいは逆に「文脈」によって規制されたりすることは決してあり得ず、全く無縁だからである(詳細後述)。

例文61の「き」の説明を見る。この「き」は「亡くなった朱雀院を懐古する思いが強かったから」(②)の用法だということ(⑨もほぼ同意)。しかし、地の文の「き」によって一体誰が「朱雀院を懐古する思いを抱くのか。更に、「き」は過去にあったこと、即ち今はないことを表す、というのが氏の持説ではなかったか。それによれば「聞えおかせ給ひ(し)」ことは過去のことであって、それが今はない、となるべきものではないのか。それがここで、如何にして、その内容が「今も尊重されている」などという意味を表し得るのか。

次いで例文62の「けり」の説明を見る。

④で「けり」使用の理由、即ち、ここで「き」ではなくて「けり」が用いられた理由を述べているが、これは全然意味がない。何故なら、これは「き」にもそのまま当てはまることだからである。即ち、「宿木」の場合も

「き」の使われるのは、朱雀院の行為が過去のことであることを述べると同時に、その発言が今も守られていることを述べたからである。

となつて、そこに何の相違もない。このことは対比的に記述され、氏自ら両者を「共通」としている⑥・⑦によつても一目瞭然なのであつて、④の見解は一種、不思議を覚えさせる。

更にまた、「けり」使用の理由とする④・⑤の内容も同じではない。④の「髭黒」の「発言が今も守られている」ことと⑤の「その意図が現在も思い起される」こととは全然別なことである。即ち、④は客観的な事実に関し、⑤は主体の回想作用を言うものだからである。

なお、髭黒の過去の発言の「意図」を、一体、誰が如何にして思い起すというのであろうか。

次に「けり」の上接部の内容を確認する。「けり」の接続する「奏しおき給ひ（ける）」内容は③の「髭黒が生前に言残した言葉」である。即ち、④「髭黒の行為が過去のこと」、⑤「髭黒の『奏し』たことは過去のこと」と繰り返し言うようにそれは「過去」の事実である。

そして⑧の「現在の状況から過去の発言が思い起される」が、この「けり」の説明の結論と見られるが、この「現在の状況」とは「……ければ」に続く「大人び給ひぬらむと……おほせごと、絶えずあれど」という下文の内容を指すものである。続く「過去の発言」とは右に確認した「けり」の上接部の内容を言うものである。従ってこれは【第一類】による解釈ではない。この点、例文59の場合と事情は全く同じである。

しかし、おそらく氏は例文62の説明を【第一類】の意識で記述したものであろうと思う。⑧の用語・措辞が一見【第一類】の規定の文に似るのはその反映であろう。ここまで来れば、読者は既にお気づきであろう。然り、この解釈は先の例文59・60の解釈と同じく【第一類】もどきもしくは【第一類】まがいなのである。

さて、次には先に結論のみ約言しておいた「文脈」の問題について述べる。

例文61で①「亡くなった朱雀院が生前述べたことを守って、当代が女三宮のことに気を配る文脈である」というが、これは例文の内容そのものである。⑦はその換言、要約である。また、例文62の③「髭黒が生前に言残した言葉によって、その死後も帝が玉葛に声をかけてくれるという文脈である」もまた同様に例文の内容そのものであり、その後の傍線部④の「その発言が今も守られている」も同内容を繰り返したものである。そして⑥はその換言、要約である。

つまり、ここでは「文脈」という語は文の内容とほとんど同義で用いられていると見られる。ただし、ここで「文脈」即ち文の内容が共通する理由は、二つの例文の話柄の類似と、「き」「けり」の用法がともに所謂順接既定条件ということの二点にある。後者について補足すれば、

(A) し | か (已然形) + ば (B)

(A) けれ (已然形) + ば (B)

の如くであるが、前述の「文脈」乃至文の内容の共通に関わるのはここでは「き」「けり」の意味ではなくて、活用形の機能——已然形が接続助詞「ば」と結んで下文に展開していることにある。ともに順接既定条件であることによって、等しく下文に順当な内容（今も尊重される）ことが表現されるのである。従って、これは他の助動詞、補助助詞の場合、例えば

(A) たれ (已然形) + ば (B)

(A) 給へ (已然形) + ば (B)

等においてもなら違いはない。傍線部それぞれの語義の相違には関係しないからである。

「き」「けり」自体の意味が「文脈」の構成に関与することはない。「き」「けり」はその上接部に回想の意を添えるだけであり、それ以上の機能を持つことはない。助動詞の意味とその活用形の機能とは別なことである。

要するに右は「き」「けり」について、たまたま話柄の相似た例を拾い上げ、「文脈」が共通するとして、終始その場限りの思い付きを述べているに過ぎない。

以上、例文61・62は一方的に自説を述べるに過ぎないから細江説否定の意味を全く持たない。

文献①の残る一例を見る。

63 「椎本」で八宮が薫を相手に過去を追憶する話の中に次のような「き」の例がある。

女御・更衣の御局御局の、おのがじしは、いどましく思ひ、うはべの情をかはずかめるに、夜深き程の、人の氣しめりぬるに、心やましくかい調べ、ほのかにはこるび出でたる、物の音など、聞き所あるが、多かりしかな（四・三四七頁）

「聞き所あるが、多かりし」は、①自分が経験したことを中心があるのではあるまい。これに続けて女性の生き方に話の進んで行くことを見ると、②八宮の心には、宮中の生活とは無縁になった今の自分と、その上に立っての③二人の姫の幸せな将来への思いがあったと考えるべきではないのか。④その八宮の心を「き」から理解すべきではないだろうか。（文献①、一〇頁上。記号・傍線筆者）

右につき先ず結論から述べる。ここは八宮がかつての宮中における自らの体験を感慨を込めて（「かな」）回想しているところであり、まさに「目睹回想」と解すべき例である。

この項〔三三〕一〔一〕の初めに引用した、氏の言う「〔き〕について（以上述べたこと）」とは前述の如く「上」の例文14・15・16・20・21・22についての説明を指す。これらの「き」の意味は例文20の条で指摘したようにまさに（何でもあり）であった。ただし、強いてそこにいささかの共通点を求めれば、「失われた過去への思い」ということになろう。この論に続く文献⑫（二二九頁上）では「き」の意味を「過去の事を思い起こす。過去の事であるから、当然、今はない」とし、これを「き」の「本質」であるとしており、これが氏の持説の核心である。そして、右の「失われた過去への思い」もここに由来する。従つて、この「き」は、かつての宮中における「……物の音など、聞き所あるが、多かりし」ことが今は失われたという思いを表すものでなければならぬ。それが何故に「今の自分への思い」「二人の姫の幸せな将来への思い」（これは続く下文の内容―引用外―を「女性の生き方」と解し、それを根拠としているが、下文の内容をそのように解することは出来ない）などを表すことになるのか。もし然りとすれば、「き」は「過去への思い」の他に「現在及び将来への思い」を表すものとなる。しかも、傍線部①によれば、その中心は過去にはないという。現在・未来の事実を回想するということはあり得ないから、この「き」は目睹回想は言うに及ばず、回想の意味をも否定するものとなる。更にまた過去・現在・未来に関わるということは回想は勿論、自ら言う「時の助動詞」でもないことになる。これまでも、例文の誤解、説明の不当は常のことであったがここはそれだけでは済むまい。何故なら、これは持説の重大な変更を意味するからである。思いつきを弄んでいる恣意的な説明もここに極まったと言うべきか。

右のいま一つの問題は「き」の意味を下文の内容によつて規定することである。これは助動詞の意味をとる上で決して軽々に見過ごし得ない大きな問題である。具体的に言えば、右は「上」の「一（七）一」項引用の『大辞典』における氏執筆の助動詞の解説（定義）、「機能」とも明白に矛盾する。また、次は文献⑩の言であるが、この説明との自家撞着も一見して疑い様がない。

話手が自己の思いを、「き」の前に使つた語の表す内容に付け加える語であり（文献⑩、一〇三頁下）

例文63の説明は自説との撞着・矛盾が著しい。これでは他を批判する以前の問題と言わねばなるまい。

以上、前項冒頭で提起した五の問題に関し、文献⑩の十数例を検討した。要するに右は、何が何でも「目睹回想」「伝承回想」説を認めたくない、とにかく否定しなければならぬとする類のものであって、その解釈には多くの不条理を含み、総て到底認め難い。

なお、この問題（細江説批判）は文献⑫でも繰り返され、そこではまた例文ごとに区々の解釈がなされているので、煩をいとわず、項を改めそれを検討することとする。

三(三) 2

「続く文献⑫は「古典解釈と文法」と題するもので、「概観」では【第二類】とし、物語の「けり」は「回想のドミノ倒し」としておいたものであるが、同時にこの論は「目睹回想」「伝承回想」説否定を繰り返している。以下それに関わる「源氏物語」の「けり」の例を検討する。（なお、ここでも「目睹回想」「伝承回想」の問題を一括して扱う関係で、既に検討したところと前後乃至重複する場合があることを諒とせられたい。）

64 いづれの御時にか、女御・更衣あまたさぶらひ給ひけるなかに、いと、やむことなき際にはあらぬが、すぐれて時めき給ふありけり。（桐壺）

右について、氏は先ず【第二類】の「ドミノ倒し」の説明をし（これについては「中」例文36で詳細説明済である）、その後次のように述べている。

「いうまでもなく、「けり」を「伝承回想」とする解釈の立場に立てば、語り伝えられた話であるから、この表現となつたということとならうが、その解釈には賛同できない。（文献⑫、一三三頁下。傍線筆者）

右と同様の論法は他にも見られる。次は「末摘花」の巻で、故親王の琴の技を話題としているところであるが、

父親王の、さやうの方に、いとよしづきて、物し給ひければ、（一・二三七）

について 次のように説明している。

これなどは「非常に上手でいらつしやつたと聞いているので」と、源氏が伝え聞いたこととして「けり」が使われたと解することもできるが、本稿では、これまで述べてきた通り、「けり」の意味をそのように解することには賛成できない。(文献⑬、一二頁)「賛成できない」「賛成できない」理由が立場の違いであれば、それは少しも他を否定することにはならない。再び文献⑫に戻る。

65 「いとまばゆき、人の御おぼえなり。唐土にも、かゝる、事の起りにこそ、世も乱れ悪しかりけれ」と、(桐壺)

は、「唐土」の話に及ぶのであるから、「伝承」とできる例である。しかし、「世も乱れ悪しかり」という現実が、振り返って考えてみると、「唐土にも」と「唐土」の過去が回想されるという解釈ができる。(文献⑫、一三一頁下)

ここでもまた、

「伝承回想」と解釈できる。しかし、自説による解釈ができる。

というのである。右の如き

Aと解釈できる。しかし、Bと(も)解釈できる。

とか

Aと解釈できる。しかし、視点を變えてBと(も)解釈できる。(一(九)1「一(九)2」の項)

Aと解釈できる。しかし、その考えには賛成したくない。(文献⑫、一三三頁上)

とかいった論法(取意)から窺われるのは、とにかく「目睹回想」「伝承回想」を認めまい、認めたくないという姿勢である。「賛成したくない」は論理ではない、心情である。それは氏が「長い間、反発している」という感情の露呈に他ならない。ともあれ、これらはいずれもA、具体的に言えば「伝承回想」とする解釈をなんら否定し得ていない。

しかも、右例文65の「しかし」以下の解釈が到底認め難いものであることは既に「中」例文36の項で詳述済である。

更に、氏はここで「伝承回想」を否定し、「過去が回想される」と解釈するが、この二つは少しも矛盾・対立する解釈ではない。なぜなら「回想」は「伝承回想」を包摂する概念だからである。そして、既述(一(九)2「項の冒頭」)のように、自らが包摂するものを否定することは出来ないのである。この点から見ても、右の解釈の当らざることは明白であろう。

次は「伝承回想」という性格を持つ例としては、次のような例がある」として挙げるものであるが、果たして如何なる説明がなされるであろうか。なお、比較的長文のかつ錯綜した説明文であり、私に改行し、傍線・記号を施して示す。

66 かうのどけきに、おだしくて、久しくまからざりし頃、この、見給ふるわたりより、情なく、うたてある事をなむ、さる便りありて、かすめ言はせたりける、後にこそ、聞き侍りしか。(帚木)

頭中将の夕顔にまつわる話の中の言葉である。

① 「き」「けり」の二語が使われ、「まからざりし」「聞き侍り」は自己の体験であるから「き」「かすめ言はせたりける」は家の者の行為であるから①「伝承回想」として「けり」が、それぞれ使われたという解釈が文脈の上では成り立つ。

② 殊に、「けり」の場合、「後にこそ、聞き侍りしか」と続くことから、②伝承した内容を語る文脈であることは間違いない。この解釈を否定する根拠は、この部分だけでは持ち得ない。

③ この解釈も成り立つと認めはするが、「まからざり(し)」「聞き侍り(し)」は過去のこと、それに「き」が使われたことで、現実としては失われた過去の事をいうと解釈できる。

④ 「けり」は、「かすめ言はせたり」という事から、その事件の際の自分の心、或は、いなくなった女性への思いがあったからと理解でき、③「伝承」と捉える必要はない。

⑤ この解釈では、「かすめ言はせたり」が伝承の事実であることが、「けり」を「伝承」に解さなければ理解できないという議論もあるかも知れない。

⑥ しかし、「この、見給ふるわたりより…かすめ言はせたり」と続く言葉から、更に、「言はせたりし」の後に「後にこそ、聞き侍りしか」とあることから④「伝承」は明かである。勿論、「…だったそうだ。後になって知ったことだ」のような文も成り立つことは、いうまでもない。(文献⑫、一三三頁上。傍線筆者)

右は正に支離滅裂、ただ啞然とする他はない。一読して驚かされるのは、傍線部③・④で「伝承回想」を「間違いない」としながら、続く⑤では一転「伝承」と捉える必要はない」とし、次の⑥では再び「伝承」は明かである」とすることである。一体これはどうい

ことなのか。あるいはこれは、前述の

Aと解釈できる。しかし、Bと(も)解釈できる。

といった説明の繰り返しに慣れて、自らの記述の意味が見えなくなったものであろうか。しかし、この余りにも瞭然たる自家撞着は何人をも驚かすに足るであろう。

以下、項目別に検討する。先ず、「目睹回想」「伝承回想」を否定しようとする③・④は、それをなんら否定し得ていない。即ち③は前例と同様、Aも認めるが、Bとも解釈できるとするだけである。しかも、ここではBの内容は「き」の意味を過去とする―この場合それが「現実としては失われた」ことであるか否かは関係しないのであるから、BはA即ち①の「自己の体験」を包摂するに過ぎない。即ち、③は①の「き」の用法を否定し得ない。

更に④は一方的に自説を主張しているだけに過ぎないから、それは他の見解の当否に関しない。即ち、それによって、他が否定されることはない。なお、「かすめ言はせた」という事は後に聞いた事である。それに下接する「けり」が如何にして「事件の際」の自分の心、或は女性への思いを表し得るのか。

なお、④と⑥とはともに「かすめ言はせたり」を根拠としながら、その結論が全く相反するのは何故か。

次に、②・⑥で、「けり」を「伝承回想」と解する根拠を「後にこそ、聞き侍りしか」に求め、それによって、「間違いない」「明かである」とするが、これは甚だしい誤解である。「伝承回想」か否かを氏の言う如き文脈に求めてはならない。それは「けり」自体の用法によって決定さるべきものである(類例指摘、「上」三八頁)。次の二つの詞書を見よ。

イ みちの国にいきつきて、しのぶのこほりにて、はやう見し人をたづぬれば、その人はなくなりにきといへば(能因集、一〇六)

ロ 陸奥にまかりくだりけるに、信夫の郡といふ所に、早う見し人を尋ねければ、その人なくなりにけりと聞きて(後拾遺集、八九三)。

能因法師)

右は

イ「……………き」といへば

ロ「……けり」と聞きて、

の形であるが、これを見ても「といへば」と聞きて、「が引用部の叙述内容を規定し得ないことは明らかである。地の文の内容が引用文の内部に関わることはあり得ないが、もし、氏の言う如くであれば、「き」の意味も「伝承回想」とせねばなるまい。なお、⑥で主題の「言はせたりける」を「言はせたりし」と誤って引用するなどは、単なる不注意というよりもそうした認識の欠如によるものと思われる。（それにしても、こうした重大な誤記がそのままになる理由は奈辺にあるのか、まことに不思議という他はない）。

右に闕し、まことに初歩的なことにつき一言する。「かすめ言はせたりける」の「ける」は言うまでもなく連体形であるがこれは「うたである事をなむ」の結びであるから、ここは連体形の終止用法である。つまり文意は一旦ここで切れる。次の現代語訳はこの「ける」の機能を過不足なく示した適訳である。

そのころ、私の家内の近辺から、情け知らずの、たいへんいやなことを、しかるべきつてがあつて、それとなく人に言わせてあつたのだそうです。そのことを後になつて、聞きましたのです。（日本古典文学全集、一・一五七頁）

これによつても、「伝承回想」と解する根拠を「後にこそ、聞き侍りしか」に求めることの不当が知られよう。序でに右の頭注を挙げておく。

「けり」は伝聞回想を示す。中将の回想談はすべて「き」を用い、自身の直接体験であることを示すが、これだけは人伝ての話。（一五八頁。「新編」もほぼ同じ）

ところで、⑥末に「勿論、『……だつたそうだ。後になつて知つたことだ』のような文も成り立つことは、いうまでもない」とあり、これは右に引用した訳文によく似る。しかしこれも、殊更「後にこそ、聞き侍りしか」とあることを根拠にしての言であり、「けり」をどのように解してのものか、なお定かではない。

因みに、①に「『まからざりし』『聞き侍り』は自己の体験である」とあるが、この引用（「き」の有無）は杜撰という他はない。類例をこれまで何度か指摘してきた。「き」「けり」の用法を論じながらこうした引用が繰り返されるのはまことに理解し難い。

また⑤の「この解釈では……議論もあるかも知れない」の意味は分明を欠く。冒頭の「この」は何を指示するのか。仮に直前④の「伝

承」否定を指すと解しても結局この文はなんら筋が通らない。またこれに関わるが、⑥冒頭の「しかし」の機能も不明。要するにここは叙述不整の悪文という他はないであろう。

以上、氏の説明は信じ難いほどの自家撞着を含んで甚だ難雑というべく、その真意も取り難いが、末尾傍線部④によれば最終的には「伝承回想」説を肯定しているものと思われる。ただし、ここは次の例文の説明を合わせ考えなければならぬであろう。

次に「桐壺」の例に移る。これは右⑥の文に直接するものである。

67 内裏より御使あり。三位の位おくり給ふよし、勅使来て、その宣命読むなん、悲しきことなりける。「女御」とだに言はずなり

ぬるが、飽かず、口をしう思さるれば、「いま、一きざみの位をだに」と、贈らせ給ふなりけり。(桐壺)

このように、④「伝承回想」に近いと考えられる例でも、そう解釈する絶対性はないことになる。

(ここに「悲しきことなりける」についての説明があるが、引用を略す)

一方、「けり」は伝承であるという立場からは、語りの描写ということになるのであろうか。しかし、その考えには⑤賛成したくない。

④「贈らせ給ふなりけり」は、帝の心境であるが、この時の帝の心の中にも、失った更衣への思いが感じられる。或は、自分に大きな責めを感じていたのかも知れない。それが「けり」であると思うのである。「けり」を「伝承回想」とし、物語の中の話とするような解釈は④採りたくない。(文献⑫、一三三頁下。傍線筆者)

右で引用を省略したのは、例文26に関し既に検討済の、「悲しきことなりける」についての説明の内容即ち「更衣の母の思いは「容易に想像できる」が具体的には何も分からない」という部分である。第一例の検討は右に譲り、第二例について検討する。

先ず、④では、唐突にこの例を「伝承回想」と解釈する絶対性はないという。まことにことごとしい表現であるが、ここにはなんの説明もなく、ほとんど強弁に近いと言う他はない。

次に④の「贈らせ給ふなりけり」を「帝の心境」であるとするのは第一例の「けり」を更衣の母の思いと解するのと同様全く何の根拠もない。「帝の心境」を表白しているのは誰か。帝自身か、作者か。それとも所謂語り手か。「三位の位」以下、「贈らせ給ふなりけり」

まで古くここを草子地と解していることを知らねばならない。氏は「けり」の意味として更衣への思いや自責の念を言うが、それは「けり」の上部、位を「贈らせ給ふ」理由を説明している「女御」とだに……「いま、一きざみの位をだに」と、贈らせ給ふなり」の内容をなぞり、それを「けり」の意味として言い直したものに過ぎないであろう。既述(二)(三) 4(1)の、更衣の母の場合、「悲しきことなりけり」だけでは、なにも判らなかつたが、ここにはたまたま帝の心情に関わる叙述があつたので、それを「けり」の意味としたまでのことであろうと思われる。

更に、ここにもまた⑥「賛成したくない」⑦「採りたくない」とある。これは既に指摘した如く論理ではない。要するに氏には、細江説否定の意識しかないのである。これを見れば、先の「帚木」の例の右往左往した文の真意もあるいは「伝承回想」否定にあると見なければならぬのかも知れない。続く例を見る。

68 上も、しかなむ。「わが御心ながら、あながちに、人目おどろく許り思されしも、『長かるまじきなりけり』と、今は、つらかりける、人の契りになむ(下略)」（桐壺）

「長かるまじきなりけり」「つらかりける」のどちらもが、述べた事実の中から思い起されるものがあつて述べていることは明かである。伝承である筈がない。(文献⑫、一三三頁上)

更衣の里を訪ねた命婦が母君に語る言葉の一部である。「伝承である筈がない」というが、そもそもこの二つの「けり」を「伝承」と解釈する説が何処かにあるのだろうか。更に「述べた事実の中から……述べていること」は「明かである」というが、少なくとも「思い起されるもの」を明確に説明しなければこの意味は少しも明らかではない。これでは謂わば独り善がりで力んでいるようなものである。なお、ここには「思されし」とあるが、この「き」に触れることがないのは何故か。

69 帝、かしこき御心に、倭相をおほせて、思しよりにけるすぢなれば、今まで、この君を親王にもなさせ給はざりけるを、「相人は、まことにかしこかりけり」とおほして、(桐壺)

「思しよりにける」「なさせ給はざりける」のどちらの「けり」も、その行為が過去にまで及ぶことを述べたものか。物語としての「けり」とは解釈したくない。「相人は、まことにかしこかりけり」は、相人の見相が、これまでの自分の思いと合致したことで、

「かしこし」という今の判断から自分の過去の思いに及ぶものが、「けり」であったと解釈できる。(文献⑫、一三三頁上。傍線筆者) 前の二例については「……述べたものか」と疑問とするのみである。何故、前例同様の一貫した説明が出来ないのか。しかも、「思しより(ぬ)」「なさせ給はざり」という事実(氏は「行為」と呼ぶ)が「けり」によって「過去にまで及ぶ」とは具体的に如何なる意味か。これでは何ごとも説明していないに等しい。にも拘らず「物語としての『けり』(筆者注、「伝承回想」の意なのであろう)とは解釈したくない」という。これではただ自らの願望を述べるに過ぎない。

第三例の「相人は」の例についての説明を一読して直ちにその意を理解することは何人にも到底不可能であろうと思う。ここは、先ず A 相人の見相が、B これまでの自分の思いと合致したことで、C 「相人は」かしこし」という今の判断がなされ、そして、その C の今の判断から B 自分の過去の思いに及ぶものが、「けり」であった。

ということなのであろう。しかし、それを短絡的に表現したために先のような文意不明の表現となったものであろうと思う。次に、「これまでの自分の思い」と「自分の過去の思い」とは同義と解される(その故に右とともに「B」とした)。とすれば右は推論の前提とその結論とが相互に依存しあっている。右の記号で表せば、 $(B \downarrow C)$ 、 $(C \downarrow B)$ ということで、謂わば一種の堂々巡りの類である。先の説明がほとんど理解し難いのは、この短絡と推論形式の不備との二つの要因によるであろう。そして「けり」が右の $(B \downarrow C)$ 、 $(C \downarrow B)$ といった複雑な推論の機能を持つなどということは到底あり得ぬことである。

以上、文献⑫第四項の全六例を見たが、その結果を概括する。六例中のあるものは何人も「伝承回想」と解釈していない例を殊更「伝承回想」ではないと否定し、またあるものは「伝承回想」とできるとしながら、明らかな誤解に基づき自説でも解釈できるとしている。更には、疑問の形で止まるものや、理解不能のものもある。結局、一として見るべきものはない。

三 (三) 3

ところで、次は文献⑫の第五項即ち右用例の説明に直接する文である。

普通、現代語の感覚では、例えば、①動詞の後に助動詞が付けば、その動詞の表す内容に話し手が何らかの意味を付与すると考え

るものである。②「けり」が現実を認め、それに基づいて過去を回想するというのも、機能としては同じともいえる。

③「けり」を「伝承回想（間接過去）」とする考えを否定し（④「き」についても「目睹回想（直接過去）」とする解釈は否定している）、⑤「こ」で述べたような解釈をしている時、⑥常に感ずるのは、多くは語られていない、話手の思いの理解できない苛立ちである。……現代語の場合は措くとして⑦古典の中の問題は更に考究したい問題と思えて来る。（文献⑫、一三三頁下。改行及び記号・傍線筆者）

先ず前半について見る。②は「けり」についての自説（第一類）を意味するものであろうが、その機能が如何なる意味で①と同じといえるのか。両者の意味は別ではないか。何故なら、氏の言う「けり」の機能は表現外の何か、即ち右に言う「語られていない、話手の思い」を回想するものだからである。なお、「機能としては同じともいえる」などという含みを持たせた曖昧な表現の意図も不審。ここは自説の援用のための文であらうが、何の意味も認められない。

次に右③・④では「伝承回想」「目睹回想」説を明確に否定しているが、これは先の六例の解釈から出て来る見解ではない。右では少なくともその一部については「伝承回想」を認めていたのではなかったか。それが⑤「こ」で述べたような解釈」の内容でなければならぬ。

⑥は、自説では「話手の思い」が理解できない苛立ちを言う。この問題は既に指摘済であるが、氏はこのジレンマを無視すべきではなかったのである。（この直後、即ち右の省略部には現代語の「た」の場合は「語られなくとも理解できる」旨を言う。これも到底容認出来ぬことであるが今は措く）。続いて自らこれを⑦「更に考究したい問題」と記しているが、氏は右のジレンマを機に「けり」について改めて真摯に「考究」すべきであったのである。それによって、文献⑩以来の自説が如何に条理の立たぬものであったか、遡って自らの山田説理解が如何に幾多の誤解に基づくものであったか、が知られた筈である。しかしながら、遂にそれが実行されることがなかったのは「けり」についての牢固として抜き難い先入主の故か。

以上、文献⑩・⑫その他における『古今集』の詞書や『源氏物語』等の例を検討し、その解釈を悉く否定した。そこには一として容認すべきものがないのである。氏の主張の根拠である例文解釈が総て認め難いものである以上、それらは氏の意図する細江説否定の意味を全然持たない。しかも、説明が例文ごとに区々であるために、ほとんどその全てについて逐一検討、解析せざるを得なかった。これが結果的に約二十例の多数を取り上げることとなった所以である。

第四章 勅撰集詞書の「き」「けり」

四(一) 1

文献⑫では「目睹回想」「伝承回想」説否定に関し、前項の『源氏物語』の例の他に『古今集』の詞書の例を取り上げているが、ここには「き」「けり」の意味のレベル・次元といった新たな問題が出て来る。先ず、

I 「き」を「目睹回想(直接過去)」、「けり」を「伝承回想(間接過去)」と捉えたとする。これは、「き」「けり」を、事実を知った過程は異なるにしても、過去の事実ということでは同じレベルにあるとする立場と理解される。そのとき、次のような『古今集』の用法は、どう解釈されるだろうか。(文献⑫、一二七頁上。傍線筆者)

として、次の詞書の例を引く。(和歌本文の引用略。傍線筆者)

70 人の家に植ゑたりけるさくらの花さきはじめたりけるを見てよめる(春上・四九)

心地そこなひてわづらひける時に……折れるさくらのちりがたになれりけるを見てよめる(春下・八〇)

東宮雅院にてさくらの花のみかは水にちりてながれけるを見てよめる(同・八一)

ものへまかりけるに、人の家になをなへしうゑたりけるを見てよめる(秋上・二三七)

これは、いずれも詞書の例であり、「…けるを見て」とある。それが作歌の動機となっているものである。『古今集』の中に「…ける

を見て」となる例は他にも多い。

とする。続いて、

71 ほと、ぎすのはじめてなきけるを聞きて(夏・一四三)

山にほと、ぎすのなきけるを聞きてよめる(同・一六二)

はやくすみける所にて郭公のなきけるを聞きてよめる(同・一六三)

人のもとにまかれりける夜、きりぎりすのなきけるを聞きてよめる(秋上・一九六)
を引いて、

II いずれも詞書に「…けるを聞きて」とある例である。同じ例は、「…けるを見て」と同様に多い。

川上徳明

「…けるを見て」「…けるを聞きて」という例があるのであるから、「き」「けり」が、それぞれ「目睹」「伝承」という情報を得た過程が異なるとしても、過去という同じレベルにあるのであれば、「けり」の所に「き」が使われ、「…しを見て」「…しを聞きて」となった例があつてもよい筈であるが、そのような例は見つけにくい(筆者注、ここに氏の〔注〕がある。後述)。片方に偏るといふのは、同じ「回想」の助動詞とすれば、納得できない点である。この二語は、そのレベルの上で異なる語と考えるのが妥当である。このように「けり」にあるのと類似の用法が「き」にはないということは、この二語が異なる次元の語であることを示しているのではない。同じ過去の回想で、目睹したものには「見」「聞き」が無く、伝承したものだけ「見」「聞き」することがあるというのは、極めて考えにくいことである。「目睹回想・伝承回想」という区別が相応しくないことの現れである。(同、一二八頁上。傍線筆者)

右の「き」「けり」が異なる次元の語であるとの見解は文献⑮にも見られる。即ち、そこでは文献⑮(二三六頁以下)で取り上げた『古今集』の詞書の二、三の例(右Iの類例)を引き、「き」と「けり」との「異質性が認められる」、「回想という同じ次元で考えられるものでない」としている。(文献⑮、四頁)

再び、文献⑫に戻る。そこでは、

Ⅲ 「…けるを見て」「…けるを聞きて」はあるけれども、「ける」を「し」に変えた言い方の見出されないというのは、この二語の本質からいって当然ということが出来る。これまでの論で述べた通り、「き」「けり」には次のような違いがある。

き 過去の事を思い起す。過去の事であるから、当然、今はない。

けり 事実を基に、過去を回想する。

として、これについて、山田氏『日本文法論』の記述(四二〇頁。引用略)も「同様の解釈といえる」とする。

(ただし、右の内容と『日本文法論』の該部分(「き」四〇九頁、「けり」四二二頁)の内容とは甚しい相違があり、到底「同様の解釈といえる」などとは言えない。)

そして、氏は右に続けて次のように言う。

Ⅳ このように「き」「けり」の意味を考えた時、「き」の指示する内容は過去のものとなっており、現実には存在しない。現実には存在しない過去の事を「見る」「聞く」どちらにしてもあり得ない。それに対し、「けり」の指示する内容は、現実を基にしての過去の回想である。たとえ、どのような過去が回想されたとしても、現実には存在する。とすれば、「見る」「聞く」につながる事は不自然ではない。このように考えると、「…けるを見て(聞きて)」と「けり」の場合はあるのに、「き」の場合はないということが納得される。(文献⑫、一一九頁下)

先ず以上を概括する。Ⅰ・Ⅱでは、「き」「けり」と類似の用法がないのは、この二語が「過去」乃至「回想」という同レベル・同次元の語ではないことを示している、という。そして、Ⅲ・Ⅳでは、これは二語の「本質」から来る当然の結果である、という。しかし、果たして然るか。次にそれを検討して行く。

先のⅢの定義及びその説明のⅣで、「き」「けり」は先ず共に「過去を回想する」ともとされる。その点二語の間には何の相違もない。次に、「き」の指示する内容は、「現実には存在しない」のに対して、「けり」の指示する内容は、「現実を基にしての過去の回想」であり、「たとえ、どのような過去が回想されたとしても、現実には存在する」と強調されている。ここで、現実には存在するか、否かの差

異が殊更強調されるのは、それによって先の「…けるを見て」「…けるを聞きて」と「…しを見て」「…しを聞きて」という表現形式の有無の理由が説明出来ると考えているからであろう。

今一度約言すれば、右は「き」「けり」二語の意味を次の二つの観点から説明しているのである。

- 1 過去を回想する意味であるか。
- 2 現実に事が存在するか。

1は共通であった。2は「事の存否」が比較され、その相違が強調されている。ところで、共通乃至相違するということは言うまでもなく、同一の観点に基づいて比較して初めて言い得ることである。異質のものを比較することは出来ないからである。換言すれば、レベル・次元の異なるものは比較しようがない。これは自明の道理ではないか。従って、同一の観点から二語を比較し、そこに相違があることをもって、直ちに次元の相違などとするのは余りにも道理に疎いものといわねばならない。

結局、先の「二語の本質」に次元の相違は全く見られない。否、それは氏の意図とは裏腹に明らかに二語が同一の次元に属するものであることを示している。氏の言う「二語の本質」はなんら根拠たり得ず、それと矛盾し、かつそれを否定するのである。

四(一) 2

では、仮に一步を譲って「き」「けり」がレベル・次元の上で異なる理由が「二語の本質」にあるとするならば、次はどのように解釈されるであろうか。

- イ 歌たてまつれとおほせられし時、よみてたてまつれる (古今集・二二。つらゆき)
- ロ 寛平の御時、古き歌たてまつれとおほせられければ、龍田川もみぢ葉ながるといふ歌を書きて、その同じ心をよめりける (古今集・三二〇。おきかぜ)
- ハ 延喜御時、歌めしけるに、たてまつりける (後撰集・一八。紀貫之)
- ニ 雁の声を聞きて越の方にかかり侍りにし人を恋ひて (躬恒集・三五九)

ホ 雁の声を聞いて越へまかりにける人を思ひてよめる（古今集・三〇。躬恒）

氏の言う「二語の本質」によれば、(イ)の「歌たてまつれとおほせられ」たことは既に現実には存在しない。ではこの詞書は、現実には存在しない「おほせ」に基づいて歌を奉った事を意味するものであるのか。対して、(ロ)の「寛平の御時、古き歌たてまつれとおほせられ」たことは現実に存在する。これによれば、(イ)の当帝の仰せは既に失われているが、(ロ)の先帝である寛平の帝の仰せは現実に存在するということになる。否、氏の言う「二語の本質」によれば、そもそも(イ)の表現はあり得ない筈であり（後に再述）、一方、(ロ)は如何に過去の「おほせ」であっても、それは現実に存在し、それによってここには表現されていない何か回想されていることになる筈である。

また、(ハ)の作者は(イ)と同じく貫之であるが、この歌では今度は「延喜御時」の「めし(召)」に「けり」が用いられている。「後撰集」の代に至っても、「延喜御時」の「召」はなお「現実に事は存在する」ことになるのか。

また、そもそも、「き」「けり」が異次元の語であるとするならば、如何にしてこの(イ)と(ロ)(ハ)との両形式が成り立ち得るのか。更に、二語が「異質」で「回想という同じ次元で考えられるものでない」というが、では氏は両形式の相違を具体的にどう説明しようというのであろうか。

次に、(ニ)(ホ)はともに躬恒の歌であるが、家集の「き」が『古今集』では「けり」になっている。この相違を「二語の本質」によって説明し得ようか。また、遡って、異次元の語が如何にして全く同一の文脈に用いられるのか。

氏は右の疑問にすべて答えなければならぬ。まさか、次元の違いは「…を見て」「…を聞きて」の場合についてのみ言ったものである、ということではあるまい。

右の少数例の検討によっても「二語の本質」なるものの容認し難いものであることは既に疑いようがない。従って、そこに二語の次元の相違の根拠を求めることは出来ない。後述するように、『古今集』における詞書中の「き」「けり」の用法の相違の理由は全く別などころに求めなければならぬのである。この問題に関しては項を改め、後に詳述する。

ところで、「き」「けり」の研究の歴史は、二語の意味の比較・対照の歴史と言っても過言ではない。これは周知の事実と思われるから、一々具体例を挙げることはしないが、例えば、松村明編『古典語現代語助詞助動詞詳説』の「けり」の項の「補説」では二語を対照的に説明する『脚結抄』以下の主要な十余説を詳細に紹介している。このことは研究史的に見ても、二語が同次元の語として把握されていたことを端的に物語っている。

しかも、山口氏自身が右と同様二語の意味を随所に比較・対照しながら説明しているのであって、これは明らかな自家撞着である。次は文献⑧の冒頭の文である。

「き」と対比される語に「けり」がある。「けり」の使われた表現と云えば、

今は昔、竹取の翁といふものありけり (『竹取物語』)

の例が先ず頭に浮かぶ。「竹取の翁」がいたのは、過去であり、「けり」が過去の事態にかかわる内容を表したとするのは、妥当な判断である。昔から「き」「けり」の二語は並べて考えられる事が多かったが、それは、過去の事態の表現という共通点のためである。

(文献⑧、四二頁上。傍線筆者)

問題は傍線部に尽きるが、二語は歴史的にも対比的に考察されたこと、そしてその理由は二語が共通の意味を持ったためだという。異次元の語が如何にして「共通点」を持ち得るのか。

また、次は『大辞典』の「けり」の「意味」の項の冒頭部である。

助動詞「き」と対をなす助動詞で、「き」が、そこで述べられた内容が今ではもう昔のことになったという意味を表すのに対し、「けり」は、現状を述べ、そこから過去を回想する意味を表す。(文献⑥、二三五頁中。傍線筆者)

(なお、「き」が過去を回想する意味を表すことについては、右一八九頁に記述がある)

右も「き」「けり」が「対をなす」こと即ち同次元の語なることを自ら表明しており、先の見解と真つ向から対立する。

更に具体例について見れば、例えば、先の例文61 (『聞えおかせ給ひしかば』) と例文62 (『奏しおき給ひければ』) について氏は二例

文を比較しながら説明した。そして①二つの文脈が共通し、そこから②例文62では「けり」に代わって「き」が使われてよい」とし、しかし、③「けり」「き」と異なる表現となるのは、「それぞれの文脈に異なる作者の意図があつたからであろう」としている。前述のように、次元の異なるものを比較することは出来ない。従つて右は全て二語が同次元なることを（無意識にも）前提しているものである。

四（一） 4

次は文献①で、目睹回想、伝承回想の区別を否定しようとしている一節であるが、ここには、「き」「けり」の二語の間の「役割分担」という語が出て来る。

72 呉竹の よよの古言 なかりせば いかほの沼の いかにして 思ふ心を 述べへまし あはれ昔へ ありきてふ 人麻呂こそは
うれしけれ（古今集・雑躰・一〇〇三）

の「ありきてふ」はいわゆる過去の伝聞を表すものであり、「き」「けり」の二語の間で、直接の体験、間接の体験という役割分担があつたならば、「き」ではなく「けり」が使われてもよかつた筈である。ここからも、「き」が直接の過去の体験を表すという考えが疑わしく思われてくる。（四頁上）

先ずこの「役割分担」について確認する。先の『古今集』の詞書で、「…けるを見て」「…けるを聞きて」という例があつて「…しを見て」「…しを聞きて」の例がない、というのも「き」と「けり」（の一部の意味）との一種の「役割分担」ではないか。換言すれば、二語の用法には所謂「相補分布」が認められるのではないか。そして、「役割分担」「相補分布」ということは二語が互いに同環境において重なることがないことを意味する。それは即ち「き」「けり」の二語が同レベル・同次元の語である事を意味する。（ただし、筆者はいま「相補分布」を右の「…けるを見て」「…けるを聞きて」と「…しを見て」「…しを聞きて」との例に限定して言っているのであつて、「き」「けり」の用法全般について問題としてゐるのではない。）

因みに、右には「『ありきてふ』はいわゆる過去の伝聞を表すものであるが、これについて一言する。

氏はこれを根拠に二語の「役割分担」を否定し、更にそれによつて「き」が直接の過去の体験を表すという考えを否定しようとし

ているのであるが、これは全くの誤解である。具体的に言えば、氏は「ありき(過去)てふ(伝聞)」と解し、そこからこれを「過去の伝聞」とし、「伝聞」であるからこの「き」は「直接の過去の体験を表す」ものではないとしたものであろうが、これは例によって、引用文と地の文とを区別せぬところから来る誤謬である。ここは勿論

「……ありき」てふ、「……ありき」といふ、

と解すべきものであつて、括弧内の「……ありき」の部分は引用文である。引用文中の「き」の意味が過去なるが故をもつて「きてふ」を「過去の伝聞」と解してはならない。引用文の内容と地の文のそれとの間に直接の文法的な関係はないのである。このことは第三章で例文66の解釈に関して引用した

イ 「その人はなくなりにき」といへば、(能因集)

ロ 「その人なくなりにけり」と聞きて、(後拾遺集、能因)

を見れば瞭然たるものがある。右で引用文と地の文とではその表現主体を異にする。言うを憚る程度のことであるが、括弧内はそれぞれ何人かが能因に語つた言である。まさか氏も(イ)を「過去の伝聞」とし、(ロ)を「現在の伝聞」とするのではあるまいと思うが。右の後、氏は更に

73 ひんがしの御方は、物詣でし給ひにきとか。この、おはせし人は、猶、物し給ふや。(源氏物語・手習。五・三八六頁)

について説明しているが、ここでも前例同様、引用文と地の文とを区別せぬことによる誤りを犯している。なお、この例については既に加藤氏が前掲論文(九四頁)で的確に解析してその誤りを明かしており、詳細はそれに譲る。

山口氏の立論はほとんど全てこのような誤つた例文解釈に基づく空論であつて、何ら根拠たり得ない。

四(一) 5

本題に戻る。以上、「き」「けり」がレベル・次元の上で異なるとの考えを全面的に否定した。

氏の見解は二語の長い研究史の成果と対立し、それと相容れぬだけでなく、あまりにも明らかな自家撞着の言である。これは二語の次

元の相違などということが、ごく限られた表現形式の皮相の見に基づくものであること及び氏の言う「二語の本質」から来る当然の結果である。

「き」「けり」の次元が異なるとの見解はこの二語の意味の根本に関わる重大な問題であるが、右の如く氏はこれを『古今集』の詞書における「き」「けり」の、ある表現形式の存否を根拠としている。よって以下、改めて『古今集』の詞書の「き」「けり」について考察することとする。

四 (二) 1

次は八代集特に『古今集』の詞書における「き」「けり」の用法に関わる先学の論のうち管見に入つた論の一部である。

① 八代集の撰述態度——詞書の記載法を中心として——(本位田重美「日本文芸研究」第七卷第三号昭和三〇年一〇月)

② 語法と文体——『古今集』——詞書のキ・ケリの用法から(長谷川清喜「月刊文法」第二卷第三号昭和四五年一月)

③ 古今和歌集の場(上)(片桐洋一「文学」四七卷七号昭和四四年八月。後『古今和歌集の研究』所収)

④ ①は八代集の詞書の「き」「けり」の用法を追究した先駆的な論文であり、②は八代集の詞書の「き」「けり」の多くの用例を具体的に考察し、またその全用例数を詳細に分類表示しており、後学の指針となる。次の③は『古今集』の詞書を醍醐天皇と貫之ら撰者によって形成された(場の言語)ととらえたものである。

さて『古今集』の詞書に見られる「き」単独の用例は次の五例である。

歌たてまつれとおほせられし時、よみてたてまつれる(一・春上・二二。つらゆき)

歌たてまつれとおほせられし時に、よみてたてまつれる(一・春上・二五。同)

歌たてまつれとおほせられし時、よみてたてまつれる(一・春上・五九。同)

歌たてまつれとおほせられし時、よみてたてまつれる(六・冬・三四二。紀貫之)

ふる歌たてまつりし時の目録のその長歌(一九・雑体・一〇〇二。つらゆき)

(ただし文献⑥は、一〇〇二の例について、「奉りし時」の形は流布本のみで、他は元永本・筋切が「奉れる時」、清輔本・右衛門切が「奉りける時」であるので、例とはしない、として「き」の例は四例のみとする)

右五首はいずれも撰者貫之の歌であるが、詞書中の「き」はすべて醍醐天皇に直接関わるものである。即ち、第四例までの「き」の上接部の行為の主体はすべて醍醐天皇であり、第五例の行為の客体(謙讓語「たてまつる」の敬意の受け手)は醍醐天皇である。つまり、この「き」は醍醐天皇の下命に関わるが故のものであって、貫之が単に自らの体験一般を回想する意味で用いたものではない。『古今集』の詞書においては撰者貫之の歌であつても右以外の詞書に「き」が用いられた例は全く無いのである。いま一度約言すれば、『古今集』の詞書の「き」は醍醐天皇の下命に関わる貫之の歌の場合に確然と限定されている。この事実は恐らくなにか重要な意味を持つものであろうと思われる。

なお、右の他に一詞書中に「き」「けり」がともに用いられた例(二六・哀傷・八五三。御春有助)がある。この唯一の特異な例については後に述べる。

「き」は右の如くであるが、では一方「けり」は如何なる様相を示すであろうか。これに関しては先ず撰者貫之の例について見るのが捷徑であろう。ここで『古今集』の貫之の歌と『貫之集』の歌とで共通する例を対象とし、両者の詞書を比較してみようと思う(『古今集』は「日本古典文学全集」底本「伝二条為世筆本」(以下「全集本」と略称)、『貫之集』は「新潮日本古典集成」底本「正保版歌仙家集本」による)。

貫之の『古今集』入集歌は九九首(ただし七九番歌を深養父の歌とすれば九八首)であるが、このうち右『貫之集』の歌と共通するのは四八首である。そしてこのうちともに詞書を有するものについて比較する。ただし比較の意図が「き」「けり」の有無を見ることにあるから、ここでは詞書に述語用言を含む例に限る。換言すれば、『古今集』の「題しらず」及び一体言の詞書(例、卷一〇「物名」部の名詞その他)の場合は除くということである。なお、『貫之集』巻五は冒頭に「恋」とあるだけでほとんど詞書がないが、これらも基本的に比較の対象としない。(なお引用に際し一部私意により表記を改めた所がある)。

こうして比較した二一組について以下その実際を見てゆく。

イ ○秋の立つ日、殿上のぬしたち、川遣遙しにいきて歌よむついでによめりし(貫之集・七九二)

◎秋立つ日、うへの男ども、賀茂の河原に川遣遙しけるともにまかりてよめる(古今集・一七〇)

ロ ○河原の大臣亡せたまひてのちに、いたりて、塩釜といひしところのさまの荒れにたるを見てよめる(貫之集・七四七)

◎河原の左大臣の身まかりてのち、かの家にまかりてありけるに、塩釜といふ所のさまをつくれりけるを見てよめる(古今集・八五二)

右の二例は『貫之集』の「き」が『古今集』ではなくなり、別に「けり」が加わった例である。

ハ ○むかし初瀬に詣づとて、やどりしたりし人の、久しうよらでいきたりければ、「たまさかになん人の家はある」といひいだしたりしかば、そこなりし梅の花を折りて入るとて(貫之集・七九〇)

◎初瀬にまうづるごとに、宿りける人の家にひさしく宿らで、程へてのちにいたれりければ、かの家のあるじ、「かくさだかになむやどりはある」と言ひいだして侍りければ、そこにたてりける梅の花を折りてよめる(古今集・四二)

これは『貫之集』の「き」三例、「けり」一例が『古今集』ではすべて「けり」となっており特に注目される例である。以上の三組の比較によって『古今集』の詞書が「き」を斥け、それに代わって「けり」を添加していることが知られる。

次に

ニ ○人に別れけるによめる(貫之集・七〇二)

◎人を別れける時によみける(古今集・三八一)

ここでは「けり」が累加されている。

次は『貫之集』には全くない「けり」が『古今集』で新たに添加された場合である。この例が最も多く、一四例に及ぶ。次にその一部を示す。

ホ ○陸奥へ下る人によめる(貫之集・七〇一)

◎陸奥国へまかりける人によみてつかはしける(古今集・三八〇)

へ ○あひ知れる人の亡せたるによめる (貫之集・七四三)

◎あひ知れりける人の身まかりにければよめる (古今集・八三四)

ト ○山寺に行く道にてよめる (貫之集・七四五)

◎思ひに侍りける年の秋、山寺へまかりける道にてよめる (古今集・八四二)

チ ○池に見ゆる月をよめる (貫之集・七七六)

◎池に月の見えけるをよめる (古今集・八八一)

リ ○越のかたなる人にやる (貫之集・七七九)

◎越なりける人に遣はしける (古今集・九八〇)

ここで仮に詞書中に「き」「けり」のいずれをも含まないものを「ゼロ型文」、「き」を含むものを「キ型文」、「けり」を含むものを「ケリ型文」、「き」「けり」をともに含むものを「キ・ケリ型文」と呼ぶこととする。『貫之集』の詞書と『古今集』の詞書との関係を見るに右の四種の文の組合せの数は機械的には一六(四×四)になる筈であるが、実際に見られるのは次の五類型である。それを次に『貫之集』↓『古今集』の番号で示す。

① 「ゼロ型文」↓「ゼロ型文」……………七八九↓二六〇・七〇〇↓三七一・七七〇↓九三一……………三例

② 「ゼロ型文」↓「ケリ型文」……………七〇一↓三八〇・七〇五↓三九〇・七八一↓四〇四・七四二↓四一五・七四三↓八三四・七四四↓八三八・七四五↓八四二・七六一↓八四九・七四六↓八五一・七七二↓八八〇・七七六↓八八一・七七五↓九一六・八〇七↓九一八・七七九↓九八〇……………一四例

③ 「キ型文」↓「ケリ型文」……………七九二↓一七〇・七四七↓八五二……………二例

④ 「ケリ型文」↓「ケリ型文」……………七〇二↓三八一……………一例

⑤ 「キ・ケリ型文」↓「ケリ型文」……………七九〇↓四二……………一例

二一例中、②が最多の一四例を占める。各類型のうち②～⑤の例は既に掲げた。残る①即ち『貫之集』『古今集』でともに「き」「け

り」のいずれをも含まぬ例は次の三組である。

ヌ ○竹生島に詣づるに、守山といふ所にて（貫之集・七八九）

◎もる山のほとりにてよめる（古今集・二六〇）

ル ○人の馬のはなむけによめる（貫之集・七〇〇）

◎人の馬のはなむけにてよめる（古今集・三七二）

ヲ ○屏風の絵なる花をよめる（貫之集・七七〇）

◎屏風の絵なる花をよめる（古今集・九三二）

（ル）（ヲ）の詞書は同文、（ヌ）は『古今集』では『貫之集』の「竹生島に詣づるに」の部分が無くなる一方、文末を「……よめる」として、『貫之集』の詞書の言いさしの表現を整えている。この詞書の文末を「……よめる」とする形式は『古今集』の詞書中最多で、全巻の述語用言形式の詞書約三三〇例中、二二〇余例を占め、その比率は約三分の二に及ぶ。この文末には特に「けり」を要しないのであろう。事実『古今集』には「……よめりける」という形式の例は僅かに二例（三一〇・七〇五）しか見られないのである。また、「……よみける」の二十数例を含め、詞書の文末が「……ける」とある例は一〇〇余例である。なお、右の『古今集』の三例では、文末以外は体言的な語句であるから、そこに「けり」が添えられることはない。

次は以上の概括として右の二二組における両集の「き」「けり」の延数を表示したものである。

『貫之集』 『古今集』

「き」 五（三首） ○（〇首）

「けり」 二（二首） 二九（一八首）

先ず「き」を見るに『貫之集』の五例（前掲「イ・ロ・ハ」中の「き」の例）が『古今集』には全く用いられていない。すべてなくなったのである。一方、『貫之集』には僅かに二例（前掲「ハ・ニ」中の「けり」の例）しか見られなかった「けり」が『古今集』では二九例に増加したのである。この著しい増加は①以外の②③④⑤における一八首の詞書がすべて「ケリ型文」であって、各詞書に一以上の

「けり」を含んでいることによる。

因みに『貫之集』の巻五は既述のように巻頭に「恋」とあるだけなので対比外としたのであるが、それと共通する『古今集』の歌三首の詞書を見ることが出来る。

『貫之集』第五恋部の巻頭歌、五三四の詞書は「恋」であるが、対して『古今集』の詞書は

大和に侍りける人に遣はしける（古今集二・恋二・五八八）

であり、続く『貫之集』五三五の詞書は前歌のそれを承ける（無表記）が、それに対しては

人の花摘みしける所にまかりて、そこなりける人のもとに、のちによみて遣しける（古今集二・恋一・四七九）

とあり、また『貫之集』六二七の「恋」（無表記）に対しては

山に郭公の鳴きけるを聞きてよめる（古今集三・夏・一六二）

となっている。このように『貫之集』で単に「恋」とある詞書が『古今集』では具体的に叙述され、しかもそれがいずれも「けり」によって記述されていること、即ち「ケリ型文」であることは注意されてよい。

以上、『貫之集』との比較により、『古今集』の詞書は「き」を悉く斥除し、一方甚だ多数の「けり」を添加していることを確認した。この驚くべき事実を決して偶然とは考えられない。そしてこれは恐らく『古今集』の詞書の性格を考える上で極めて重要な意味を持つものであると思う。

ところで、右は比較の対象が少数に限定されていたので、次には範囲を広げ、『貫之集』と貫之の『古今集』入集歌全体（これは『貫之集』所収歌以外をも含む）における詞書中の「き」「けり」を比較して、その傾向を再確認しようと思う。

『貫之集』（八八九首） 入集歌（九八首）

「き」 一一（九首） 五（五首）

「けり」 三七（二五首） 六九（四四首）

先ず、『貫之集』に一一例見られた「き」が入集歌ではそれとは別の前掲五例に厳しく限定された点に注意される。次に、「けり」につ

いて見るに『貫之集』の三七例が入集歌では六九例と倍増している。しかも入集歌の総数は『貫之集』の歌の約九分の一に過ぎぬからその比率は十七倍に及ぶ。「けり」を含む歌数の場合の比率もほぼこれに等しい。このように「き」を斥け、多くの「けり」を添加する傾向が著しいが、これによって先の二一組に見られた事実が決して偶然ではないことを知るであろう。そしてこれは何らかの積極的な意図によって齎された結果と考えなければならぬであろう。

これまで『古今集』と『貫之集』との詞書を比較してきたが、ここで、資料としている『貫之集』に対する筆者の考えにつき一言しておく必要がある。筆者は貫之の『古今集』入集歌が直接現存『貫之集』から採られたものと考えている訳ではない。現存『貫之集』については自撰・他撰の問題、その成立時期等種々の問題があるようであるが、いずれにしても現存『貫之集』に先んずる原資料、原型『貫之集』とでも言うべきものの存在を想定している。そして現存『貫之集』の和歌・詞書はその原型をほぼ忠実に反映しているとの仮定に基づいている。

次に『古今集』について一言する。これまでの研究によれば、『古今集』の撰集過程において詞書・作者名の書式についての方針が一定したのは第三次本に至ってからであり、以後の第四次本・第五次本においても更に書式の整理が行われたという。なお、第五次本は現在普及している伝本を指す。(この部分『日本古典文学大辞典』により取意)。

筆者は右第五次本中の一の「全集本」によっているが、貫之の『古今集』入集歌の詞書は右の原資料、謂わば原型『貫之集』に基づきながらも右の如き数次の改訂を経て、勅撰集にふさわしい叙述に改められたものであらうと考えているのである。先の検討は以上の前提に基づいている。

四 (二) 2

次に貫之以外の他の撰者の場合について見るに、「き」「けり」の斥除と添加の傾向は貫之の歌の場合と相違がない。ここでは論の長大を惧れ、主として各二、三組の具体例を示すに止める。

『躬恒集』（「和歌文学大系19」底本「西本願寺本三十六人集」）の場合

ワ ○雁の声を聞きて越へまかりにける人を恋ひて（躬恒集・三五九）

◎雁の声を聞きて越へまかりにける人を思ひてよめる（古今集・三〇）

カ ○桜見にまうできたる人（躬恒集・三六八）

◎桜の花の咲けりけるを見にまうできたりける人に、よみておくりける（古今集・六七）

(ワ)の例は先に「四（一）2」の項で（二）（ホ）として対比し、この「き」と「けり」を如何に解するかを山口氏に問うた例であるが、これはまさに斥除と添加の典型的な例である。

『友則集』（「和歌文学大系19」底本「西本願寺本三十六人集」）の場合

ヨ ○梅の花を折りて、人の許やるとて（友則集・三）

◎梅の花を折りて人におくりける（古今集・三八）

タ ○筑紫にありし時、碁打ちなどしける人の許に、京に上りてやりける（友則集・五八）

◎筑紫に侍りける時に、まかり通ひつつ碁うちける人の許に、京にかへりまうできて遣はしける（古今集・九九二）

レ ○親のよみたる歌を書き集めて、奥に書きたりける（友則集・六二）

◎惟喬親王の「父の侍りけむ時によめりけむ歌ども」とこひければ、書きて送りける奥に、よみて書けりける（古今集・八五四）

『忠岑集』（「和歌文学大系19」底本「宮内庁書陵部蔵」）の場合

ソ ○古歌召しし時、添へて奉りし長歌（忠岑集・八一）

◎古歌に加へて奉れる長歌（古今集・一〇〇三）

ツ ○友則が亡くなりし時（忠岑集・一六一）

◎紀友則が身まかりにける時よめる（古今集・八三八）

ネ ○あひ知りて侍りける人の、住吉にまうづと聞きて（忠岑集・一六〇）

◎あひ知れりける人の、住吉にまうでけるによみて遣はしける（古今集・九一七）

(ソ)は「古今集撰進の折、その材として家々に伝わる古歌を献上させなされた時」(底本、脚注)の歌で、「前の貫之の長歌と同時の作であろう」(全集本、頭注)とされる。「古今集」の詞書においては同じく醍醐天皇の召しによって献上した歌であっても、貫之の詞書には「き」を用い、貫之以外の作者の場合には「き」を用いていないのである。これは明らかに意識的に書き分けがなされたものと見なければなるまい。

なお、右に資料とした現存の各家集と『古今集』との関係も基本的に先の『貫之集』の場合と同様に考えている。ただし『友則集』についてだけ一言する。『友則集』の中心をなす一三系統の異本で共通する一六九首は

『古今集』『後撰集』から友則の歌を抜き出し、四季・恋・哀傷・物名等に部類されている。(『日本古典文学大辞典』友則集の項。増田繁夫氏執筆)

あるいは

友則集は古今集・後撰集(誤つてとつた前述のよみ人しらず歌を含めて)・拾遺抄から友則関係の歌を集めて成立したと考えられる。(『新編国歌大観第三巻』「友則集」解説。片桐洋一氏執筆)

とされているが、『古今集』入集以前に友則の歌が存在したことは疑いないであろう。筆者はその想定される友則の歌の詞書が現存『友則集』の詞書に反映しているとの仮定を前提にしているのである。

なお、現存『友則集』の詞書と『古今集』『後撰集』の友則歌の詞書を逐一対比すると、実はそこに共通するものは先ずないのである。僅かに『古今集』四三七と『友則集』六五との詞書がともに「をみなへし」とあって一致するだけであって、他はすべてなにか相違する。中にはその相違の甚だしい例もいくつか見られる。更に、詞書に限らず和歌本文の異同も少なくはない。特に『後撰集』と対比すると一八首中一一首に相違があつて半数を超え、また『古今集』の場合も四六首中一六首に相違が見られる。これによつて現存『友則集』が『古今集』『後撰集』から抜き出されたものとの見解にはそのまま従えないように思う。何故なら、『友則集』が先のような経緯に

よつてまとめられたものとするならば、その詞書・和歌本文の相違する理由が説明出来ないであろうと思われるからである。ただし、これを詳述することは余りに当面の主題から離れるので、これ以上の言及は控える。

以上、要するに、他の撰者の場合も「き」「けり」の斥除と添加の傾向は著しい。

次に撰者以外の例として伊勢の場合について見るがこれも撰者の場合の傾向と変わるところはない。

『伊勢集』（『新日本古典文学大系』底本「西本願寺本三十六人集」）の場合

ナ ○ 歌召す奥に書きてまゐらす（伊勢集・三三二）

◎ 歌召しける時に、奉るとて、よみて奥に書きつけて奉りける（古今集・一〇〇〇）

ラ ○ 三月ふたつある年（伊勢集・二二二五）

◎ 弥生にうるふ月ありける年よみける（古今集・六一）

ム ○ 七条の後うせ給ひて（伊勢集・四六二）

◎ 七条の後うせ給ひにける後によみける（古今集・一〇〇六）

（ナ）（ラ）について見るに『伊勢集』の「ゼロ型文」が『古今集』では「ケリ型文」になっている。なお、ここで特に注意すべきは（ナ）の『古今集』の例で、醍醐天皇に奉った意の詞書であっても、先の忠宰の場合と同様「き」を用いていないことである。この例によつても、「き」「けり」の斥除と添加が意識的なものであることが確認されようと思う。

このようにして「けり」が添加された結果、『古今集』の詞書中の「けり」の総数は実に四八〇例の多数に及ぶことになったのである（詞書中の引用文における用例を除く。なお、この数には見落としがあるかも知れない）。試みにこれを先の『貫之集』の場合と比較してみる。

『貫之集』 三七（三四三首） 一〇、八%

『古今集』 四八〇（三三三首） 一四四、六%

括弧内は詞書に述語用言を含む歌の数である。両集の歌の総数ではなく、右を問題としたのは、ここでは「けり」の有無（数）を問題

にしているからである。私家集と勅撰集とを単純に比較することは出来ないであろう（『貫之集』の詞書は短小なものが多い）が、これを見ても『古今集』の「けり」の頻度の高さはまことに瞭然たるものがあるう。ほとんど説明の要はなからうと思うが、『貫之集』の場合はおよそ九首に一例の割合であるが、一方『古今集』の場合はおよそ二首に三例の割合で用いられていることになる。

これまで私家集と『古今集』との詞書を比較してきたが、「けり」添加の傾向は『古今集』自体の編纂過程にも認め得る。例えば、「元永本」（第二次本）と「全集本」（第五次本）との詞書の文末を比較するに、「全集本」では「けり」が二十余例増加している。いま詳説の余裕はないが、これも如上の見解の誤りならざることを証するであらう。

以上、『古今集』の詞書における基本的な性格として、醍醐天皇の下命に関わる貫之の歌以外における「き」の斥除と「けり」の添加という顕著な事実の存在を確認した。これは既に触れたように決して偶然とは思われず、それは何らかの積極的な意図に基づく詞書記述の一種の方針というべきものであらうと考える。原理と言つたら強過ぎようか。

なお、如上の指摘に関し既に先学の論があれば、筆者の不明を恥ずるとともにその業績に触れぬ点について寛恕を請う次第である。

四 (二) 3

ただし、次のような例があることを指摘しておかねばならない。

I 桜の花の散りけるをよみける (八一。つらゆき)

山に郭公の鳴きけるを聞きてよめる (一六二。つらゆき)

雪の降りけるを見てよめる (三三七。紀友則)

右のように「けり」の用いられた甚だ多数の例がある一方

II 桜の花の散るをよめる (八四。紀友則)

ほととぎすの鳴くを聞きてよめる (一六〇。つらゆき)

雪の降れるを見てよめる (三二九。凡河内躬恒)

の如く「けり」の用いられない例が若干ある。ここには特に撰者の例を中心に挙げたが撰者以外にもその例が少数ある。これを見ると『古今集』における述語用言形式の詞書が全て「けり」を有するものではない事が知られる。換言すれば、その全てに「けり」を添加してはいない事になる。このⅠ・Ⅱの相違の理由は何か。ここには詞書のみを挙げたが右の相違が和歌本文の内容に由来するとも思われないのである。また、入集前の原態(例えば、詞書の有無等)との関係によるとも確認出来ない。要するに現在のところ筆者にはこれについて的確な説明をするだけの用意がない。

ここで想起されるのは『古今集』の作者名の表記法である。

『古今集』の詞書は第三次本以降書式を一定し、作者名も身分・地位による区別の他、①各巻初出の場合には姓名を書き、②再出以後の場合は姓を省いたとされる。しかし、この方針は必ずしも徹底されてはいないようである。即ち①の各巻初出の場合でも姓を欠く例が十餘例、逆に②の再出以後の場合でも姓を記す例が十例程指摘されている。しかも、その例は貫之の場合の六例を含め撰者の場合が計十例にも及ぶのである。(②・③の具体例の指摘は学術文庫『古今和歌集全訳注』久曾神昇―第五次本・伊達本―による。数値は筆者)。

思うに、『古今集』の編纂過程において、ある方針を徹底し、遺漏なきを期するは困難を極めたことであろう。その困難さは、例えば現在、上下二巻四冊に纏められた「元永本」(二玄社刊影印)によって全巻を通覧して、前後・彼此を対照、点検するの比ではなからうと思う。おそらくは時間的な制約等もあつて完璧は遂に望めなかつたという事ではあるまいか。

本題に戻る。前述のように現在筆者はⅠ・Ⅱの相違の理由を説明し得ないのであるが、あるいは右に見た作者名の表記法の場合と同様その方針を完全には徹底出来なかつたということであろうか。しかも、「けり」の問題は作者名の表記法の問題よりもいまま一段の難しさを持ったものであつたろうと思うのである。あるいはまた他に何か筆者の理解を超えた理由があるのであろうか。

ただし、いずれにしてもⅡの少数例をもつて先に詳説した「き」「けり」の斥除と添加の大勢を否定する事は出来ないであろうと考える。事の軽重は自ら明らかだからである。

筆者はこれまでも勅撰集の詞書の性格について述べてきたが、次はそれを基に詞書の記述を各要素に分かつて要を示したものである。

- (一) 主体 (ダレガ) …… 撰者
- (二) 相手 (ダレニ) …… 宣下者
- (三) 内容 (ナニヲ) …… 作歌事情
- (四) 形式 (イカニ) …… 第三人称
- (五) 時期 (イツ) …… 集編纂時

ここで特に(二)の記述の相手について補足説明する。勅撰集における詞書の記述相手は第三者一般ではない。これは通常不特定の第三者を予想していると思われる私家集とは大きく異なる点である。『古今集』の例ではそれは勿論宣下者醍醐天皇である。即ち『古今集』の詞書の読者は第一義的には醍醐天皇ただ一人である。これは勅撰集としての性格からしてむしろ当然のことであろう。既に見た『古今集』の詞書における「き」の例がすべて醍醐天皇に直接関係する例に限られた所以もここにあると筆者は考える。

ところで、次は第二次本の一本「元永本」(二玄社刊影印)の詞書である。

- 歌たてまつれとおほせありける時に (二二)
- 歌たてまつれとおほせられしとき、たてまつれる (二五)
- 歌たてまつれとおほせられしとき、読てたてまつれる (五九)
- 歌たてまつれとおほせられけるに (三四)
- 古歌たてまつれる時の長歌 (二〇〇)

ここには一として同一の表現はない。特に注目すべきは「き」「けり」が混在することである(なお、『古今集校本』によれば他の伝本にもこの部分は異同が多い)。これを見れば、先の底本(『全集本』)の詞書の表現が如何に整然たるものであるかが知られよう。そしてそれが明確な意図をもってすべて「き」に統一されたものであることは疑いなくであろう。

更に注意すべきは「元永本」には右以外にも「き」の例が見られる事である。

二条后の東宮の御息所とまし、時、屏風のゑに龍田河に紅葉みだれたる…… 素性 (二九三)

右の「まし、時」は「全集本」には「申しける時」とある。これによつても、「全集本」では「き」の使用が醍醐天皇に限定されている事が確認されようと思う。

ところで、『貫之集』にも醍醐天皇に奉った歌が十余例あるが、その詞書を見れば、前述の傾向は一層明らかである。

延喜五年二月、泉の大將四十賀屏風の歌、仰せ言にてこれを奉る (貫之集・一)

延喜六年、月次の屏風八帖が料の歌四十五首、宣旨にてこれを奉る二十首 (同・三)

延喜十三年十月、尚侍屏風の歌、内裏の仰せにて奉る (同・二三)

延喜十八年二月、女四宮の御髪上げの屏風の歌、内裏の召ししに奉る八首 (同・九七)

延喜十九年、東宮の御息所御屏風歌、内裏より召しし十六首 (同・一二七)

川上徳明
これを見ると、凡そ、(A—時・B—〇〇の歌・C—仰せ(にて)・D—(これを)奉る)という形式であることが知られる。この形式の例が多数を占めるが他に異形式のもの(二六八・二八〇・七七八・七九五等)もあり必ずしも統一的ではない。また詞書中に「き」とあるのは右を含め三例に限られ、必ずしも「き」を用いてはいないのである。

ここで注意されるのは最初に掲げた『古今集』の詞書には右『貫之集』の詞書に見られる「A」「B」の項を欠くことである。これは恐らく先の五首が『古今集』の編纂の過程における醍醐天皇の御下命による奏上の故に「A」「B」の項を殊更記述しなかつた、換言すればその必要がなかつたということではなからうか。更に、先の『古今集』の五首はいずれも『貫之集』に見られず、他に『六帖』『新撰和歌集』のみの所収であるものもあるいはこの事に関わるのではあるまいか。

この点に関しては次の論文を逸することが出来ない。

古今集の編纂意識について——排列をめぐる諸問題——(小泉弘編著『諸註集成古今和歌集選』巻頭所収論文。昭和四五年一月)

右は、『古今集』の構造の分析、換言すれば部類構造や、各部立の内部における歌の排列状況について論じたものであるが、当面の問題についても重要な見解が見られる。

詞書に過去の助動詞「き」を用いているものを挙げると、古今集全巻中に(22)・(25)・(59)・(342)・(1002)の五例がある。すべて貫之の歌に限られ、(1002)は「ふる歌たてまつりし時の目録のその長歌」、他の四例には同じく「歌たてまつれと仰せられし時」(に)、よみ(て)たてまつれる」とある。(1002)が、醍醐天皇の仰せにより、撰集時に作製の上奉ったものであることを示していることは、周知のとおりである。「き、し、しか」は直接体験を回想する時に用いられるといわれているが、古今集の詞書に用いられている五例は、すべて撰者たちの直接体験には用いられておらず、下命者たる醍醐天皇の直接体験をあらわす際に用いられていると解せられる。たとい和歌作者や撰者たちの直接体験であっても、それが天皇に何のかかわりもない時には……すべて「けり」を用いている。こうした、「き」の使い方からして、残りの四例もまた、撰集時に勅命により作製した歌である、とみて支障はなからう。しかし、(22)・(25)・(342)の三例は、すべて歌題の境界に位置する歌である。(22)は「若菜」と「霞」の境界に、(25)は「緑」と「柳」の境界、(342)は「年のはて」の最後に位置している。……排列作業時に、その位置に配置すべき適当な既成の歌がなく、貫之が特に仰せを蒙り、詠作の上、その位置に排列したものと考えられないであろうか。(筆者注、(59)についての詳説、略)。

歌題の境界に撰者の歌が多いという事実は、編纂作業の進行に伴い、排列の緊密化や滑らかさを図るために、随時その位置にふさわしい歌を、撰者たちが適宜作製してはめこんでいった結果であろうと思う。「き」を含む貫之の歌の詞書は、そうした編纂過程の実状の一端が露呈したものであろうと思うのである。(一八頁)

右は『古今集』の詞書の「き」を集の編纂意識・編纂過程の面から追究した独自のもので、極めて重要な指摘であると考えられる。

なお、この論は独立した雑誌論文として発表されず、大学・短期大学等の講読・演習用のテキストとして編集された『古今集』の抄出本に附載された論文であった為か、和歌文学研究の専門家の間でもあまり注目されなかつたようであるが、右の問題を含め、『古今集』の編纂意識・歌題排列につき新たに犀利な分析を加えたものとして重視されるべき論であろうと思う。

以上、『古今集』(底本)の詞書は明確な意図のもとに整えられ、特に「き」は醍醐天皇の下命に関わる貫之の歌の場合に限定され、他は厳しく斥除されたものであることを見てきた。

四 (二) 5

では、一方おびただしく添加された「けり」をどう見るか。これは「き」の用法の裏返しとして考えられるであろう。右は、私家集の詞書における、作者個人の回想という主観的な意味合いの強い「き」が斥除され、一方、第三者（撰者）の視点から事実を客観的に過去のこととして記述する「けり」が多数添加されたということである。前掲⑥論文（長谷川氏）では「き」「けり」を相対的に捉え、「き」を直接的、確信的な用法、「けり」を間接的、おぼめかしの用法としているが、これに従えば、記述主体（撰者）——更に遡って時に詠歌主体（作者）に及ぶ——の主観が強く打ち出されるのを避けるべく「き」を斥除し、積極的に「けり」を添加したということになろう。それによって一種の表現の臚化を意図したものであろうと思う。

「けり」の機能を右の如く把えると、次の注釈が改めて確かな意味を持つて来る。

桜の花の咲けりけるを見にまうできたりける人に、よみておくりける（古今集・六七。躬恒）

この題詞中の「けり」は特に口語訳する必要はない。「古今集」の題詞では、過去を表わす助動詞として、「き」をほとんど用いず、「けり」を用いる。勅撰集の撰者が第三者としての立場で過去の事実を物語る形式で、題詞を書いているからなのだろう。（『日本古典文学全集 古今和歌集』小沢正夫校注。傍線筆者）

右の『古今集』の詞書は先に「四 (二) 2」項（カ）で『躬恒集』と対比した詞書であるが、『躬恒集』には単に「桜見にまうできた人」とあって、「けり」は全く用いられていなかったのである。ここで「この題詞中の「けり」は特に口語訳する必要はない」とされるのも「けり」が臚化的な機能を持つことに由来するものであろうと考えられる。そしてこれは、ただに右の一例に限らず、『古今集』入集に際し新たに添加された「けり」一般にも妥当するものであろう。なお、この臚化の機能は「けり」の意味の一部である「伝承回想」と無縁ではなからう。即ち、間接的な認識の意を表す「伝承回想」につながる用法の故に臚化の機能を持ち得たものと考えられる。概して言えば、右の如く「けり」を多用する詞書は

コノ歌ハ、カレ（作者）ガ、コノヨウナ時ニ（コノヨウナ様ヲ）詠ンダ歌ノヨウデゴザイマス。

といった調子の記述なのであろうと思う。

四(二) 6

さて、次は初めに指摘しておいた一詞書中に「き」「けり」がともに用いられた唯一の例である。では、この「き」をどのように解釈すべきか。

藤原利基朝臣の右近中将にて住み侍りける曹司の、身まかりてのち人も住まずなりにけるに、秋の夜ふけてものよりまうで来けるついでに見入れければ、もとありし前裁もいと繁く荒れたりけるを見て、はやくそこに侍りければ、昔を思ひやりてよみける(一六・哀傷・八五三。御春有助)

これについて先の文献④(片桐氏)は次のように説明する。

「けり」の活用形を連ねた第三者的語りの文体の中に「き」の連体形「し」を含んでいるのであるが、これは「既に過去において確定した事実として認識しておかなければならない」ケースであって、これを「けり」に変えれば文脈が整わず文章が成り立たないと言ってもよい場合である。(『古今和歌集の研究』一九三頁)

以下、この例に対する筆者の見解を述べる。次は先に撰者の家集と『古今集』とを対比した例に「元永本」を加え、その詞書の問題部分を抄出したもので、上の○印は家集の詞書、中の◇印は「元永本」(所謂「第二次本」)の詞書、下の◎印は「全集本」(伝二条為世筆本。所謂「第五次本」)の詞書である。(符号は先を承ける)。

- ハ ○やどりしたりし人の(貫之集) ……◇やどりけるひとの家(元永本) ……◎宿りける人の家(全集本)
- いひいだしたりしかば(同) ……◇いひいだしたれば(元永本) ……◎言ひだして侍りければ(全集本)
- そこなりし梅の花(同) ……◇そこなるむめ(元永本) ……◎そこにたてりける梅の花(全集本)
- ワ ○まかり侍りにし人(躬恒集) ……◇まかりにける人(元永本) ……◎まかりにける人(全集本)
- タ ○筑紫にありし時(友則集) ……◇筑西に侍りける時(元永本) ……◎筑紫に侍りける時(全集本)
- ツ ○亡くなりし時(忠岑集) ……◇身まかりにける時(元永本) ……◎身まかりにける時(全集本)

片桐氏の見解によれば(ハ)の家集の三例の「き」も「既に過去において確定した事実として認識しておかなければならない」ケースとなるであろうが、それが「元永本」では「けり」となるか、または削除されるかしている。更に「全集本」ではそれがいずれも「けり」となっている。この関係は(ワ・タ・ツ)の場合も全く同様である。片桐氏は

これを「けり」に変えれば文脈が整わず文章が成り立たないと言つてもよい場合である。

とするが、右の如くこの「き」は『古今集』では悉く斥除され、「全集本」ではすべて「けり」に変わっているのである。従つて、先の片桐氏の見解によつて八五三の詞書の「き」を説明することは出来ないであろう。(なお、氏の『古今和歌集全評釈』にはこの「き」について特に説明はない)。

この例については滝澤貞夫氏にも論があり、八五三の詞書を引いて、問題の「き」を

もともと過去の時点を「けり」で表わしている一文(詞書は少数の例外を除くと全て一文より成る)の中で、既にそれ以前の過去で確定している事実を表わすために用いられた「き」であり、通常の「き」の一用法に過ぎない。このような用法は他の勅撰和歌集の詞書にも数多く見出され枚挙に暇のない用法である。(傍線筆者)

と説明している。(勅撰和歌集の詞書について—古今和歌集の場合—)(和歌文学研究)第五十二号、一九八六・四。五頁)

本論に入る前に、右文末の、「このような用法は」以下について一言する。右は他の勅撰和歌集の詞書にも「き」の通常の用法の例が枚挙に暇がないほど多数あるという。しかし、先の③・④二論文によれば、八代集において基本的に「き」は特定の少数例に限定されているのである(詳細後述)。従つて、果たして氏の言うような事実があるのだろうか。具体的な例示がないのでこれ以上何とも言えないが疑問を表明しておく。

さて、ここでは、「き」は「けり」以前の過去を表すものというのであるが、七例の「けり」の中で第一例の「住み侍りける」、第六例の「はやくそこに侍りければ」の二つの「けり」が表す時点と、「もとありし前裁」の「き」が表す時点とは同一であろう。即ち、「き」が「けり」以前の過去を表しているとは解し得ないであろうと思う。同様に次の「き」「けり」にも時間的な前後は認め難い。

むかし、人の家に酒飲み遊びけるに、桜の散るさかりにて、人々花を題にて歌よみしついでに(貫之集・七九三)

次はいずれも『新古今集』の例である。

1 (後鳥羽院に) 百首歌奉りし時 藤原定家朝臣 (新古今集・四四)

2 堀河院に百首歌奉りける時 藤原基俊 (新古今集・三五五)

3 崇徳院に百首歌奉りける時 藤原清輔朝臣 (新古今集・三四)

右はそれぞれ別文であるが、仮に、「き」が「けり」以前の過去を表すとしたら、(1)の後鳥羽院に奉った時が(2)(3)の堀河院・崇徳院に奉った時より前の事、即ち「けり」で表される事実に比し「それ以前の過去」の事実を表していることにならねばならない。それぞれの「百首歌」の催された時期についてここでは触れぬが、勿論これは事実と反する。また、三首の作者はみな異なるが、勅撰集である『新古今集』の詞書が撰者による記述であることを思えばここでその点を問題とする必要はないであろう。

先の「ありし○○」という言い方は他の勅撰集にも見られる。次は『後撰集』の例である。

元長の親王の住み侍ける時、手まさぐりに、何入れて侍ける箱にかありけん、下帯して結びて、又来む時にあけむとて、物のかみにさし置きて、出で侍にける後、常明の親王に取り隠されて、月日久しく侍て、ありし家に帰りて、この箱を元長の親王に送るとて

中務 (後撰集・一一〇四)

ここでも三例の「けり」が表す時点と、「ありし家」の「き」が表す時点とは同一であろう。少なくとも、そこに積極的に時点の前後を認めることは難しいであろうと思う。とすれば、これらの「き」の説明には右とは異なる新たな観点が要請されるであろうと思う。

続いて、勅撰集の詞書中の「ありし○○」の例を追加する。

法皇かへり見たまひけるを、のちのちは時おとろへて、有しやうにもあらずなりにければ、里にのみ侍て、奉らせける せか
ぬの君 (後撰集・一一九七)

かくて臨時の祭になりて、二条前太政大臣中将にて祭の使し侍りけるに、ありし箱の蓋に沈の櫛、銀の弁金の箱に鏡など入れて
藤原長能 (後拾遺集・一一二二)

筑紫より帰りまうできて、もと住み侍けるところのありしにもあらず荒れにけるに、月のいとあかく侍ければよめる 帥前内

大臣(詞花集・三〇八)

「ありし」は文献③では一種の成語的用法とされている。右のように『古今集』以外の勅撰集の詞書にもそれが見られるのは決して偶然ではあるまい。そして、成語的用法であれば、単純に「し」と「ける」とを交換して「ありける」とはしないのであろう。前掲(夕)の「(ワレ)筑紫にありし時」(友則集)が「(カレ)筑紫に侍りける時」(古今集)とあるのはその例であろうと思う。

要するに「ありし○○」は成語的用法の故に勅撰集の詞書にも時にそのまま用いられるのであろうと考える。なお、この「ありし○○」という表現は詞書に限らず、和歌本文にも物語類にもごく普通に用いられている。

次は既に一度取り上げた例であるが、成語的用法に関して再度引用する。

○ みちの国にいきつきて、しのぶのこほりにて、はやう見し人をたづぬれば、その人はなくなりにきといへば(能因集、一〇六)

◎ 陸奥にまかりくだりけるに、信夫の郡といふ所に早う見し人を尋ねければ、その人なくなりにけりと聞きて(後拾遺集、八九三、能因法師)

右の「見し人」という表現も一種の成語的用法の故に『能因集』の形が『後拾遺集』でもそのまま用いられたのであろうと思う。下の「なくなりにき」は引用文―ただし所謂間接話法―にも拘らず「なくなりにけり」となつていて対比しても特に注意されるのである。(なお、「見し○○」の類例に「見し世」がある。『後拾遺集』八五八)。

問題の「八五三」の例が成語的用法であれば、それは宣下者との関わりとは無関係の、例外的なものというよりは、むしろ、別基準の用例と見られることになる。従つてこれは、詞書記述の方針に抵触せず、その規制を受けなかつたものと思われる。

『古今集』の詞書における「き」の用例は醍醐天皇に直接関わる貫之の歌の数例に限られていることが改めて確認されるのである。

なお、先の滝澤氏の見解に關し一言する。「ありし○○」という表現が成語的なものであれば、その「き」は謂わば超時的なものとならうから、それを「けり」との時間的な前後によつて説明することは出来ないであらうと思う。

ところで、『古今集』の詞書の「き」が限定されている事実は既に従来諸家によって指摘されているところである。筆者は右の事実に加えて、それと表裏の関係にある「き」「けり」の斥除と添加の事実を確認した。ただし、ここで問わるべきはその理由であろう。先に「四(二)5」項「き」「けり」の用法・機能について触れたが、以下、それに基づいて若干の私見を述べる。

1 「き」が数例に限られているのは、それによって撰者貫之に対する宣下者醍醐天皇の下命の事実を特立、顕然化しようとするものである。

2 対して、「けり」、特に入集に際して添加された多くの「けり」は、右とは反対に、その記述を間接化し、表現主体の主観の流露を抑え、その臙化を図るものである。

3 右の根底にあるのは―大胆に推測すれば―奏覧の相手、醍醐天皇に対する尊崇の念、敬虔の情であろうと考える。

四(三) 1

以上、『古今集』の詞書における「き」「けり」の斥除と添加の問題を詳細に考察した。この結果を基に改めて先の「四(二)1」項で山口氏のいうところを検討する。氏は右で「き」と「けり」とは「レベルの上で異なる語」「異なる次元の語である」とし、その根拠を

『古今集』の詞書には「…けるを見て」「…けるを聞きて」という例はあるが、「…しを見て」「…しを聞きて」という例は見つけない。(文献⑫、一二八頁上。前掲引用の要約)

に求めるが、既に確認したとおり『古今集』の詞書の「き」は醍醐天皇の下命に直接関わる貫之の歌の数例に限られ、他には無い(成語的な八五三番の例は除く)。集編纂時に他は積極的に斥除されたからであって、これ以外には如何なる例も存しない。従って、「…しを見て」「…しを聞きて」という例が無いのはむしろ当然なのである。

なお、右は醍醐天皇に直接関わる貫之の歌の詞書には「き」、それ以外には「けり」を用いるということであり、その意味で先に「相補分布」と言ったのである。(これが先に「相補分布」を『古今集』の詞書の場合に限定しておいた所以である。「四(二)4」項)。

ところで、『古今集』の詞書の「き」「けり」を問題としながら、氏が右貫之の歌の詞書の「き」について全く無関心であるかの如きは

一種の不思議である。氏がこの機会に『古今集』の詞書についてまともに追究することがあれば、即ち、例えば、『古今集』の詞書の「き」「けり」の用法を考察した先学の論として先に示した④・⑤・⑥中の一論文になりとも就くことがあれば、右の如き見解の出る余地はなかつた筈だからである。考え難い程の問題意識の欠如という他はない。

ここで、改めて先の「四(一)一」のⅡの文中の〔注〕の内容を見る。

不在の確認は国文学研究資料館から発表された二十一代集の本文の検索によつた。なお『高遠大式集』(『新編国家大観』)に「いまはとて、はかたにくだるひ、たちのきくの、おもしろかりしを見て」という「しを見て」の例がある。但し、ここに引かれる文は、『後拾遺集』(雑五・一一三八)に収められたものでは、その詞書は「筑紫より上らんとて、博多にまかりけるに、館の菊のおもしろく侍けるを見て」とあり、「き」が使われない。『新編国家大観』の底本は江戸初期の写本ということであり、底本の用語が何時に基づくものか不明な点があるので一応除外して処理しておきたい。(文献⑫、一三四頁下、〔注2〕。傍線筆者)

冒頭の「不在」とは、勅撰集の詞書の表現に「しを見て」「しを聞きて」という例がない意である。

さて、ここでは『高遠大式集』に「しを見て」の例があるとしながら、『後拾遺集』ではそれが「しけるを見て」とあること及び底本の用語の時期に不明の点があるとして、これを簡単に除外してしまつたのである。では、次の例は如何。

男に忘れて侍りけるころ、貴船に参りて、みたらし川の、ほたるのとび侍りしを見て(和泉式部集・宸翰本・一二五)

男に忘れて侍りける頃、貴船にまゐりて、御手洗川に螢のとび侍りけるを見てよめる(後拾遺集・一一六三)

これはまさに前述の〈「キ型文」〉↓「ケリ型文」の例である。そして、右の二組の対比における「き」と「けり」との関係は、前述の私家集の詞書と『古今集』の詞書とにおける「き」「けり」の斥除と添加の關係に等しい。因みに、『和泉式部集』「宸翰本」の成立は、『新古今集』成立の元久二年(一二〇五)以後の近い時期であろうとされる(『日本古典文学大辞典』)。

右の二組の対比によつて『後拾遺集』の詞書にも『古今集』の詞書と同様に「き」「けり」の斥除と添加の事実が認められようと思う(詳細後述)。

以上、『高遠大式集』の例は私家集と勅撰集との詞書の性格を考察する上で実は極めて重要な示唆を含んでいたのであり、その本文を

軽々しく無視すべきではなかったのである。尤も、先の「二語の本質」からすれば、『高遠大式集』の例が斥けられるのはまた止むを得ぬことであつた。

「…しを見て」の例は右に見たように別に孤例なのではない。しかも、氏は自ら前掲『高遠大式集』の例とは別に文献⑮でも『中務集』『高遠大式集』『赤染衛門集』から類例各一を挙げている。

この言い方（筆者注、「…しを見て」が古く、まったくなかったというのではなく、私家集の中には次のような例がある。

74 宮の御装着の歌詠みて奉りしを見給ひて（『中務集』）

初雪の降りたりしを見て（『高遠大式集』）

秋法輪にまうで、嵯峨野の花をかしかりしを見て（『赤染衛門集』）

こういう例がある以上、「…しを見て」がまったくなかったということではないであろう。中務・高遠大式・赤染衛門は、いずれも平安期の歌人である。ただ、『中務集』は、『新編国歌大観』解題によると十二世紀初め書写と推定される本とあり、『高遠大式集』『赤染衛門集』はどちらも近世期の書写本とあり、そうなれば、後世の語法が混入した可能性があり、平安期の例からは、はずすべきであろう。（文献⑮、一三八頁）

右は要するに、「…しを見て」といふ言い方は私家集には例があるが、後世の語法が混入した可能性があり平安期の例からは除外するというのである。この見解はまことに安易という他はない。氏の見解に一致しない用例は初めから除外されてしまふのであり、ほとんど用例の方が間違っていると云わんばかりである。特に『中務集』にまで後世の語法が混入した可能性を言うのであるが、ならば、十二世紀初めは平安時代に入らず「後世」ということになるのか。そしてそこに語法変化の事実を具体的に指摘し得るのであるか。

「…しを見て」の例を追加しておく。

鏡の箱に水を入れて、鏡のやうに凍らせたりしを見て、まだつとめて、師賢の弁（四条宮下野集、一九〇）

本集の成立は延久四年（一〇七二）以後近々のこととされる。なお、右は『平安私家集』（新大系）所収によつたが、底本の「宮内庁書陵部」本は近世初期の書写なることを書き添えておこう。

私家集を博搜すれば「…しを見て」の例は他にもまだ幾らもあると思う。

四 (三) 2

ところで、次が以上の根底にある氏の考えを具体的に述べた部分である。

勅撰集の詞書を見たとき、最初の勅撰集である『古今集』から七番目の『千載集』までの間には、

75 梅の花を折りて人に送りける (『古今集』春上・三八詞書)

弥生に閏月ありける年詠みける (『古今集』春上・六一詞書)

のように、「ける」「けり」の連体形) から歌に続く例はあるが、「き」の連体形を用いて、「…し」とした例は、鎌倉時代に編纂された八番目の『新古今集』になって初めて見られる言い方である。その理由は次のようになるであろう。

平安時代に、「送った歌」のような場合、「た」に当たる部分に「き」を使ったとする。前に述べたように、「見し子ら」では、「し」によって「見る」ことが今はなくなり、「子」は目の前にいない。そこで、これを「送りし歌」とすると、「し」が付いているのだから、「送り」は「回想」した内容になり、その「送」った歌はそこに存在しない。となると、次に「送」った歌を示すのであるから、「送りし歌」では、今は存在しなくなった歌を示すことになり、内容が実際に合致しなくなる。平安時代の勅撰集の詞書に「…し(歌)」の例のないことは、平安時代での「き」が、過去を表し過去であるから現在存在しないことを表す語であつたからと考えられるのである。

このように「き」は過去のことを回想する語で、現在ではなくなったことを示す働きがあつた。(文献⑮、一一七頁。傍線筆者)

「き」の意味を右のように解する限り、前述の如く「…し(歌)」の例はないことになる。否、むしろ無いのが当然なのであり、更にはあつてはならないのである。

ところで、「き」の意味が勅撰集と私家集とで、相違することは当然ながらない。では、次の私家集の例は如何。

古歌召しし時、添へて奉りし長歌 (忠岑集・八一)

右は前述の如く「古今集撰進の折、その材として家々に伝わる古歌を献上させなされた時」に「古歌群に添えてさしあげた」歌の詞書であるが、氏はこの例をしも私家集なるが故に本文に問題ありとして斥けるであろうか。あるいはまた、「…し（歌）」とある故をもってこれは「今は存在しなくなった歌を示したもので、表現内容が実際に合致していない、などとするのであるか。

私家集には「…し（歌）」の例が無数に見られる（後述）が、氏はその全てを右の理由によつて斥けるのであろうか。先の説明が如何に妥当性を欠くものであるかは、既に余りにも明白であらう。

なお、右の『忠岑集』の詞書は先に『古今集』の詞書と対比した例である。『古今集』の詞書を次に再掲する。

古歌に加へて奉れる長歌 (壬生忠岑 一〇〇三)

なお、これは第二次本の一本である「元永本」には

古歌そへて献る (忠岑 一〇〇三)

とあるが、いずれにしても『古今集』では『忠岑集』の二つの「き」が斥除され、その結果として『古今集』には「…し歌」の例が残らなかつたのである。

因みに右の直前の貫之の歌の詞書の場合は

古歌奉りし時の目録のその長歌 (古今集・一〇〇二。つらゆき)

とあつて、『古今集』の詞書における限られた「き」の用例を見る。同じ撰者であつても下命者醍醐天皇と貫之との特別な関係、その立場を考えさせるものであるが、氏はこの「古歌奉りし時」をどのように説明するであらうか。更には前掲の

歌たてまつれとおほせられし時 (に) よみてたてまつれる

とある貫之の歌の詞書 (二二・二五・五九・三四二の四例) の場合も、氏の論法によれば、「き」とあるのだから「おほせ」が「今は存在しなくなつた」時に歌を奉つたということにならう。なんとも奇妙なことではないか。

さて、新たな問題に移る。次は山口氏が『愚秘抄』(一二九〇年以後成立)『名語記』(一二七五年成立)に見られる詞書の「き」「けり」の説の当否を論じているところである。なお、この項(文献⑤第六章五)も細江説の否定を意図するものである。

「けり」の説明として『愚秘抄』の中の次の説明がしばしば引用される。

勅撰にも、打聞にも、撰者の歌の事がきには、「いかなる時よみ侍りし」と「し」の字をかならずおくべき也。余の歌の事がきには「いかなる時よみ侍りける」と、「ける」の字をおくべき也。

ここに書かれているのは、撰集の際の歌の事書(詞書)では、自分の歌であれば「き」を、他人の歌であれば「けり」を、それぞれ用いるのがよいという内容である。……これとほぼ同じ内容の説明は、鎌倉時代成立の語源辞書である『名語記』にもある。

しかし、『愚秘抄』『名語記』の内容は平安時代にさかのぼって考えると正しくない。例えば、『古今集』の詞書を見ても、

76 梅花を折りて人に贈りける 友則 (春上・三八)

桜の花の咲けりけるを見にまうで来たりける人に、詠みて贈りける 躬恒 (春上・六七)

あひしれりける人のまうで来て、帰りにける後に、詠みて花にさしてつかはしける 貫之 (春下・七八)

桜の花の散りけるを詠みける 貫之 (春下・八一)

(筆者注、以下、貫之の二首の詞書略)

のように撰者自身の歌の詞書に「けり」が使われた例が多いからである。また、「けり」は撰者以外にも用いており、撰者には「き」、撰者以外には「けり」という区別はまったくなく、というよりも、『古今集』の詞書では、「し」と終えて歌に続けた例は一例も見えないのである。このことは『後撰集』『拾遺集』はもとより『千載集』に至るまで同様である。そのように、平安時代の勅撰集には『愚秘抄』の説明は全く当たらないのである。……

次の『新古今集』でも、同じように撰者の歌に「けり」を用いている(筆者注、用例の詞書略)。ここに示した、家隆・有家・寂蓮・定家はいずれも『新古今集』の撰者であり……撰者の歌の詞書には「けり」を用いないという配慮は、ここにも認めることがで

きない。(以上、文献⑤の一四〇頁から一四四頁までの抄。傍点線筆者)

ここで氏は平安時代の勅撰集の詞書に対する『愚秘抄』の見解を全面的に否定する。しかし、果たしてそれは当を得たものであろうか。まず、右は「平安時代の勅撰集」に限定しているが、何故に殊更勅撰集に限定するのであろうか。そもそも『愚秘抄』には「勅撰にも打聞にも」とあって、勅撰集と私家集との両方を問題としていたのである。氏の主張は『愚秘抄』の所説を自説に都合よく限定したものと云わねばなるまい。尤も、氏にしてみれば、これには理由があるう。というのは、既に見たように、氏は私家集における「し」を見て「の存在を認めることが出来ず、かつ、同じく私家集における「し」(歌)の多くの例の存在を知ることがないからである。

次に、『古今集』の詞書で、「けり」の使用は撰者か撰者以外かの区別がないこと及び「し」と終えて歌に続けた例は一例も見えないことをいうが、これは既に確認したように『古今集』の詞書の「き」が醍醐天皇の下令に関わる貫之の歌の数例に厳しく限定されていることの当然の結果である。なお、八代集の詞書における「き」の用法はおおむね『古今集』の方針を踏襲しているのであって(詳細後述)、右で氏が、『後撰集』『拾遺集』から『千載集』まで同様である、とするのはこれはまたむしろ当然の帰結なのである。末尾の『新古今集』の問題については、後の検討に譲る。

四 (三) 4

さて、氏は「し」の例は『古今集』から『千載集』までの間には無く、『新古今集』に初めて見られるとする。以下は、右の引用に直接する文である。

『新古今集』になると、

77 海辺霞といへる心を詠み侍りし 家隆朝臣 (雑中・一六〇九)

というような「し」を使った例が見られる。しかし、^aこれも『愚秘抄』に書かれた内容とは合わない。平安時代には、この例が一例もなかったことからいえば、^b『新古今集』の撰進された鎌倉時代初期(一二〇一年)は、「き」の使い方が、平安時代までとは変わったことになる。

78 五十首歌奉りし時 家隆朝臣 (羈旅・九三九)

は撰者自身の歌である。そして、

79 京極殿にて、はじめて人々歌つかうまつりしに、松有春色といふことを詠み侍りし 撰政太政大臣 (賀・七三五)

海辺重夜といへる事を詠み侍りし 越前 (羈旅・九四三)

百首歌奉りし時、春の歌 式子内親王 (春上・三)

五十首歌奉りし時 宮内卿 (春上・四)

のように、撰者以外の歌にも「き」が用いられているのであるから、「き」「けり」の使用に撰者・撰者以外という区別は認められない。『愚秘抄』に述べられた内容とは合わない点である。(文献⑮、一四四頁)

右例文77の説明文中の傍線部①について一言する。「家隆」は氏も言う如く勿論『新古今集』の撰者の一人である。即ちこれは「撰者の歌の事がき」の「し」の例である。これが何故に『愚秘抄』の内容と合わないのか。これではなんのこともか解らないではないか。ただし、これは措き、また傍線部②については後に検討することとして先に進む。

右に続いて、氏は『新勅撰集』の一例を引いた後、次のように結論する。

詞書に「し」を使った例は『新古今集』以後になると見られ、③「き」の使用法は『千載集』以前と『新古今集』以後との間で違っているのである。

このように、④平安時代から鎌倉時代までの勅撰集の詞書から考える限りは、直接体験の過去を表す「き」、間接的に知った過去を表す「けり」という区別があったとは考えられない。むしろ、なかったといった方がよい。その意味で、⑤「名語記」「愚秘抄」に述べられた内容は、平安時代の「き」「けり」に關していえば、当たっていないことになる。同時に、⑥この両書に述べられた内容を根拠に、細江氏の説が正しいとするのも正しくない。(文献⑮、一四六頁。記号・傍線筆者)

右の説明を整理する。なお、ここでは『古今集』から『千載集』までの勅撰集をA、『新古今集』をBと略記する。

I 「き」の使用法 (「し」の例の有無) はAとB以後とで違っている。……………③。先の②も同内容

このように、

Ⅱ (「…ける」のみで「…し」の例のない) Aでは、過去の意味の「き」「けり」二語の間に直接・間接という区別はない。……

(d)

その意味で、

Ⅲの1 『名語記』『愚秘抄』の内容はAに関しては当たらない。…… (e)

同時に、

Ⅲの2 両書の内容は細江説の根拠にならない。…… (f)

右について二、三検討を加える。先ず、ⅠとⅡとは「このように」として結びつけられているが、ⅡはⅠから直ちに導き出される内容ではない。即ち、ⅠはⅡを含意しない。具体的に言えば、使用法の違いが直ちに意味の違いを意味するのではない。しかも、ここで問題となっているのは詞書の文末の「…し」のみであつて、Aの『古今集』の詞書における文中の「し」の例は初めから考察の埒外に置かれている。限られた事実をもとに正当な結論を導き出すことは出来ないであろう。

次に、Ⅱは、言外に

(「…ける」のみならず「…し」の例もある) B以後は過去の意味の「き」「けり」二語の間に直接・間接という区別がある。

ということの意味するものと思われる。ただし、これは氏のこの項執筆の謂わば大前提とも言うべき細江説否定の意図と矛盾する。従つておそらく氏にはその意識はないものと見ねばなるまいが、ここでB以後について触れないのは何故であろうか。

Ⅲの1は「その意味で」という限定付き(Ⅱは詞書の文末のみを問題としている)であるから、その限りで認められよう。但し、氏はBの『新古今集』の場合にも『愚秘抄』の内容を否定していたのではなかったか。

Ⅲの2では両書の内容は細江説の根拠にならない旨を言うが、両書の内容を細江説の根拠とする論がどこかにあるのであろうか。またこれは細江氏の更に与り知らぬことである。

そしてまた、『愚秘抄』『名語記』の内容は現在の勅撰集の詞書研究の段階から見て実は全然何の意味も持たない。このことは次項の八

代集の詞書についての見解によって一層明らかになるであろう。

因みに、氏は先の◎（両書の内容の否定）を承ける形で次のように言っている。

もちろん、だからといって、この両書に見られる内容を荒唐無稽な説明としてしりぞけるつもりはない。この両書の書かれた時期に、「き」「けり」を弁別する意識として、このような区別の仕方があったという事実は考えておくべきである。（一四七頁）

『愚秘抄』『名語記』の評価については右の末尾の一文を示せばそれでほとんど事は足りたのである。この問題についてわざわざ一項を充て、七頁にも互って論ずる必要はなかったのである。

以上、『愚秘抄』『名語記』に対する氏の見解を検討し、幾つかの問題を指摘した。その中で、Iの「き」の使用法の変化云々は軽々に見過ごし得ない。これは「き」の意味に関わる重要な問題であり、また八代集の詞書の全般に関わる問題である。これについては項を改めて述べる。

四 (三) 5

八代集の詞書の「き」「けり」の用法については、先ず先に紹介したa・b・cの三論文に就くべきであろう。この問題についてはその後多くの論文・著書があるが、基本的な問題は一往この段階で解明されていると思われるからである。次にa「八代集の撰述態度——詞書の記載法を中心として——」の記述を筆者なりに要約して示す。なお、集の下に宣下者名を記した。

『古今集』（醍醐天皇）……………醍醐天皇の直接経験事項に限って「き」が用いられている。

『後撰集』（村上天皇）……………村上天皇の直接経験事項に限って「き」が用いられている。

『拾遺集』（花山院？）……………花山院の直接経験事項に限って「き」が用いられている。

『後拾遺集』（白河天皇）……………成語的用法・引用句以外「き」が用いられていない。

『金葉集』（白河院）……………引用句以外「き」が用いられていない。

『詞花集』（崇徳院）……………崇徳院の在位期間を示す場合にのみ「き」が用いられている。

『千載集』（後白河院）……「き」が全然用いられていない。

『新古今集』（後鳥羽院）……後鳥羽院の直接経験事項に限って「き」が用いられている。

右によつて『後撰集』以下の勅撰集における「き」（「けり」）の用法が基本的に『古今集』の方針を踏襲していることが知られよう。では、先に山口氏が力説した「……し」と終えて歌に続けた例が『古今集』から『千載集』までには見られず、『新古今集』に至つて多くの例を見るのは何故か。

『新古今集』の詞書を問題とする時に、忘れてならないのは後鳥羽院の存在である。即ち、既に確認されているように、院は集の宣下者であると同時にそれを親裁した実質的な撰者である。

さて先の⑥論文によれば『新古今集』の詞書中の「き」の用例数は一四〇例であり、うち後鳥羽院の例一〇例、その他の例一三〇例である（底本「日本古典文学大系」）。

先ず、院の歌の詞書について見る。

ひととせ、忍びて大内の花見にまかりて侍りしに、庭に散りて侍りし花を硯のふたに入れて、摂政のもとに遣はし侍りし 太

上天皇（二三五）

十月ばかり、水無瀬に侍りしころ、前大僧正慈円のもとへ、濡れて時雨など申し遣はして、次の年の神無月に、無常の歌あまたよみて遣はし侍りしなかに（以下、作者名略。八〇一）

大神宮に奉りし夏歌の中に（二三六。二七九も同文）

熊野に参りて奉り侍りし（一九〇七）

右には詞書中の「き」の例の一部を挙げたのであるが、ここで注意されるのは敬讓表現の問題である。ここには尊敬語は全然用いられず、逆に目立つのは謙讓語または丁寧語の「侍り」の多用である。一九〇七番の詞書をその直前に位置する次の例と比較すれば、その差は歴然たるものがある。

熊野へ詣で給ひける時、道に、花の盛りなりけるを御覧じて 白河院御歌（一九〇六）

ここには尊敬語「給ふ」に加えて「御覽ず」という所謂最高敬語が用いられている。後鳥羽院以外ではこうした例は多いが、いま若干の例を示す。

津の国におはして、汀の蘆を見給ひて 花山院御歌（一八四八）

天曆四年三月十四日、藤壺にわたらせ給ひて、花惜しませ給ひけるに 天曆御歌（一六四）

では、後鳥羽院の詞書には先の如く常体表現のみならず謙讓語または丁寧語があつて逆に尊敬語が見られないのは何故か。これは前述の如く院が『新古今集』の実質的な撰者の故である。このことは「序文」からも窺われるが、右の敬語の面からも夙に指摘されているところである（玉上琢彌「敬語と身分——八代集の詞書を材料に——」「國語國文」昭和十四年五月。後『源氏物語研究 源氏物語評釈別巻一』所収）。

『新古今集』の詞書の記述形式は基本的に『古今集』のそれを踏襲し、撰者によつて第三人称的に記述されているが、例外的に後鳥羽院の歌の詞書は第一人称による記述である。即ち、その記述の主体は院御自身である。院の詞書の「き」はその端的な現れである（なお、院の詞書に「けり」は一例もない）。右の敬語の問題はここに由来すると筆者は考へる。

四（三） 6

次に、院以外の「き」の例を見るが、以下は㊦の論の主旨を抄出したものである。

百首の歌奉りし時、春の歌 (三)。式子内親王)

百首の歌奉りし時 (一七。藤原家隆朝臣)

百首の歌めしし時、春の歌 (二二。源ともちか)

百首の歌奉りしに (二二五。式子内親王)

五十首の歌奉りし時 (四。宮内卿)

五十首の歌奉りし時、秋の歌 (二九八。藤原雅経)

五十首の歌よみてたてまつりし時 (一五九八。前大僧正慈円)

五十首の歌奉りしに (二六六六。藤原雅経)

右以外の例を含め「百首の歌奉りし」云々とある歌は、正治二年の初度二度の百首、及び千五百番歌合のためにお召しになった百首で、すべて後鳥羽院の直接御関与になったものばかりである。(筆者注、六十六例中一部の例外的なものもこれに準じて説明される)

「五十首の歌」の方は三十七例中一例を除き、他はすべて建仁元年二月の老若五十首歌合、建仁元年十二月の仙洞五十首に見えるものばかりである。これらはすべて後鳥羽院の御親裁のもとに行われたもので、その点百首の場合と異なる処はない。従って、この「し」は後鳥羽院が直接御経験になった過去の事実を回想する意に用いたものと考えられるのである。

この他、

詩をつくらせて歌に合せ侍りしに水郷春望といふことを (二五。左衛門督通光)

をのことも詩をつくりて歌に合せ侍りしに山路秋行といふことを (三六〇。前大僧正慈円)

詩に合せし歌の中に山路秋行といへることを (五〇六。藤原家隆朝臣)

詩に歌を合せ侍りしに山路秋行といへることを (九八二。藤原定家朝臣)

も院の催したいわゆる元久詩歌合の詠である。その他、詞書に「き」を用いてある詩歌合・歌合などみな後鳥羽院の直接御関与になったものばかりである。(筆者注、更に、右以外の若干例の検討の後、次のように結論される)。

以上述べてきたところによって、新古今和歌集の詞書が、後鳥羽院の御立場に立って、院の直接経験になった事実に対しては「き」、そうでないものに対しては「けり」を用いて表現していると断言して差し支えないと思われる。すなわち、新古今和歌集が名実ともに後鳥羽院の御親撰であることは、従来諸学者によって説かれてきているところであるが、詞書の表記法を検すると、そのことが実に具体的に表われているのに驚かされるのである。

以上、①論文の主旨を抄出、引用した。次に定家・良経の場合を例にいささか統紹の考察を記す。

定家の『新古今集』入集歌は四六首、うち詞書に「き」を有するものは七例であるが、それらは正治二年初度百首、老若五十首、三体和歌、元久詩歌合の詠である。また、良経の『新古今集』入集歌は七九首、うち詞書に「き」を有するものは二六首であるが、それらは百首歌、五十首歌、その他後鳥羽院に関わる詠である。(なお、これとは別に「日本古典文学全集」本の七四六番(原出典『秋篠月清集』)に「き」があるが、これは他本の「けり」に依るべきものであろう)。

要するに、定家・良経の場合もすべて後鳥羽院の直接関与になったものばかりである。

因みに、この③論文は昭和三〇年に発表されたものであるが現在でも高く評価されているようである。例えば、右を指して「既にこの種の調査・検討は、先達が完成されています」(武井和人著『新古今集詞書論』一九九三年六月。三六頁)とある如くである。

四(三) 7

以上、『新古今集』の詞書において「き」が用いられるのは後鳥羽院に関わる例に限られることを確認した。

ところで、先に「四(二)」項で述べた「き」「けり」の斥除と添加の問題は「き」の使用が特定の場合に限られることと表裏の関係にあるものと考えられる。『古今集』の場合については既に詳述したので、次に『後撰集』以下について略述する(『後撰集』から『千載集』までの底本は「新大系」による)。

イ ○亡くなりにける人の家にまかりて、朝にかしこの人につかはしし(伊勢集・四六九)

◎なくなりにける人の家にまかりて、帰りの朝に、かしこなる人につかはしける(後撰集・一四〇二)

ロ ○亭子のみかどの、おりさせたまはむとせさせ給ひし時の秋(伊勢集・二三八)

◎亭子のみかどおりぬたまうける秋、弘徽殿の壁に書きつけける(後撰集・一三三二)

『伊勢集』の「し」が『後撰集』では「ける」となっている。即ち、右の文末は「キ型文」↓「ケリ型文」の例である。以下類例を挙げる。

ハ ○春、歌合せさせたまふに、歌ひとつ奉れと仰せられしに(貫之集・七九四)

◎亭子院歌合に（拾遺集・六四）

ここでは詞書が別文に変わっているが、『貫之集』の詞書をそのまま承ければ、文末は「仰せられけるに」となるものと思われる。

二 ○官たまはらで歎くころ、大殿のもの書かせ給おくに、よみて書ける（貫之集・八七二）

◎官たまはらで嘆き侍ける頃、人の草子書かせ侍ける奥に書きつけ侍りける（拾遺集・四六三）

この例は（ゼロ型文↓「ケリ型文」）の例である。

ホ ○かたらひたる男の、女のもとにつかはさんとてうた乞ひ侍りければ、まづ、わがことをよみ侍りし（和泉式部集・一二三）

◎かたらひたる男の、女のもとにつかはさんとて歌乞ひ侍りければ、まづ、わが思ふことをよみ侍りける（後拾遺集・一〇九五）

へ ○たけくまのまつ、はじめのたびは、かれながらもくひなどありき。このたびはそれもなし（能因集・一〇七）

◎陸奥国にふた、び下りてのちのたび、武隈の松も侍らざりければ、よみ侍りける（後拾遺集・一〇四二）

右『能因集』の例は詞書中に「き」の終止形が用いられた、珍しい例の一である。なお『後拾遺集』に関わる例は既に前項（四三）

1) で他の二例に触れている

ト ○賀茂に参りたりしに、わらうづに足をくはれて、紙を巻きたりしを、なにちかやらん

ちはやぶるかみをば足にまくものか

と申したりしかば、

これをぞしものやしろとはいふ

（和泉式部集・一四九）

◎和泉式部が賀茂に参りけるに、藁沓に足を食はれて、紙を巻きたりけるを見て

ちはやぶるかみをば足にまく物か

神主忠頼

これをぞ下の社とはいふ

和泉式部（金葉集・六五八）

右は短連歌形式であるが、『和泉式部集』の方は式部の立場即ち第一人称による記述で、「き」が用いられている。一方、『金葉集』の方は第三人称による記述で「けり」が用いられている。私家集と勅撰集との詞書の人称の相違がよく知られる例である。

続いて『詞花集』から『新古今集』までの例を挙げる。

チ ○道貞に忘られて後、みちの国の守にて下り侍りしにつかはしたりし（和泉式部集・一二七）

◎道貞わすれて後、陸奥の国の守にてくだりけるに、つかはしける（詞花集・一七三）

リ ○月をあかく侍りしに、まうで来たりし男の、立ちながら帰りしかば、朝に（和泉式部集・一二九）

◎月の明かりける夜、参うで来たりける男の、立ちながら帰りにければ、あしたにいひつかはしける（詞花集・二五〇）

ヌ ○彈正尹為尊のみこかくれ侍りて後に、太宰帥敦道のみこ、花たちばなをつかはして、いかが見ると言ひて侍りしかば、言ひつかはし侍りし（和泉式部集・一四四）

◎彈正尹為尊の御子かくれ侍りてのち、太宰帥敦道の御子花橘をつかはして、いかが見るといひて侍りければつかはしける（千載集・九七一）

ル ○三月ついたち吉田に詣でてかへるに、法成寺の花おもしろかりしかば、参りて金堂のまへの花散るしたに佇みよみける（長

秋詠藻・二二三）

◎花の盛りに法成寺にまゐりて金堂の前の花散りけるを見てよみ侍りける（千載集・一〇七二）

ヲ ○秋のわきせし日、五条へまかりてかへるとて（拾遺愚草・二七七四）

◎母身まかりにける秋、野分しける日、もと住み侍りける所にまかりて（新古今集・七八八）

右（ル）（ヲ）の二例に見る如く、『千載集』における撰者俊成、『新古今集』における撰者定家の場合も決して例外ではない。

ワ ○月あかく侍りし夜、人のほたるをつつみてつかはしたりしに、雨降りしにつかはしたりし（和泉式部集・八九）

◎月あかく侍りける夜、人の螢を包みて遣はしたりければ、雨の降りけるに申し遣はしける（新古今集・一四九三）

右は文末を初め四例に及ぶ「き」が悉く「けり」に置き換えられているのである。まさに〔キ型文〕↓〔ケリ型文〕の代表的・典型的な例である。類例を（リ）でも見た。「き」「けり」の斥除と添加の事実は八代集を貫いているのである。

なお、右に『和泉式部集』の例が多いのは特に理由はない。たまたま勅撰集の入集歌の多い『和泉式部集』を対比した結果である。

因みに、『新勅撰集』の場合を一瞥する。

カ ○神主重保、賀茂社歌合とてよませ侍りしに、月、元暦元年九月（拾遺愚草・二二八六）

◎元暦のころをひ、賀茂重保人々の歌すすめ侍りて、社頭歌合し侍りけるに、月をよめる（新勅撰集・一〇八〇）

ヨ ○とほき所に行きわかれにし人に（拾遺愚草・二六四三）

◎恋十首歌よみ侍りける時（新勅撰集・一〇〇九）

『新勅撰集』における「き」の例は、極めて例外的と目されている二例（一一九二・一一九四）に限られており、右の如く撰者定家の場合も「き」「けり」の斥除と添加の例に漏れないのである。

四 (三) 8

一方、私家集では何の制約もないから、右の如く「き」は文末にも文中にも自由に用いられる。一部既述の例を含め更に例を引く。

秋の立つ日、殿上のぬしたち、川道遙しにいきて歌よむついでによめりし（貫之集・七九二）

友則が亡くなりし時（忠岑集・一六一）

十月ついたちごろに殿上のをのこともさがのにまかりしによみてはべりし（田中親美編影印「西本願寺本三十六人集『元輔集』」）

続いて『平安私家集』（新日本古典文学大系）に見られる「し」（歌）の例の一部を挙げる。

桂にはべりしころ、院のみかどのたまはせたりし（伊勢集・二三五）

貫之よみあつめたる歌の集を、恵京かりてかへすとて歌よめるに、みな人々よみし（安法法師集・二三）

初雪の降り侍りし日、人につかはしし（実方集・二四三）

宇佐の使にまかりしに、女のもとにやりし（同・二六五）

靈山にて、人々仁縁上人なきよしを、そのみさきにて詠ぜし（能因集・三九）

いと薄き檀のみみぢの、枝の見えし葉に書きつけてやりし（四条宮下野集・一三二）

右を含め『平安私家集』には二十数例を認める。次に『長秋詠藻』（日本古典文学大系『平安鎌倉私家集』所収）の例を引く。

久安の比、崇徳院に百首歌めしし時たてまつりし歌（長秋詠藻・上の巻頭、百首歌全体に冠する詞書）

康治のころほひ……人々によますとて題をおくりて侍しかば、よみておくりし歌（同・四〇三）

保延の御時二条内裏におはしましし時、雪庭樹花といふことをよませたまうし時（同・二六九）

又あか月のこひといふことをよませ給し時（同・三二五）

三月盡日、法印静憲がもとよりおくりたりし（同・二二〇）

『長秋詠藻』では詞書中に「き」を含む例は一瞥五十数例に及ぶ。俊成を撰者とする『千載集』の詞書に「き」の使用例が一例もないことと極めて対照的である。

明 徳 上 川

なお、右には文末のみならず文中にも「し」が用いられている例が幾つもあるが、作者が自らの家集の詞書に「き」を用い、「(ワレ)……し(時二)……し(歌)」とするに何の不思議があらうか。否、それはむしろ自然な事ではないか。山口氏の前掲の説明によれば、右の諸例はいずれも「今は存在しなくなった歌を示」したものと成るが、これを見ても氏の言う「き」の意味が如何に事実を無視したものであるかが了得されようと思う。

また、『拾遺愚草』特にその「下」には「き」の例が多く八十余例に及ぶが、次にその二、三を挙げておく。

院御所六月庚申扇合のよしにて、左方扇にかかるべき歌、三条宮よりめされ侍るよし、清範朝臣申ししかば、たてまつりし（二五二一）

みなせ殿にさぶらひしに、大僧正のなが歌をよみてたてまつられたるを、返しただいまつかうまつるべきよしおほせごと侍りしかば、やがてかきつけ侍りし（二七三三）

日吉禰宜親成七十賀に、人歌つかはしし時（二五三〇）

承元四年十月、家長朝臣日吉社にて講ずべきよし申しし歌、故郷時雨（二四〇七）

以上、私家集における「き」の例として、『貫之集』『元輔集』『伊勢集』から『長秋詠藻』『拾遺愚草』に至るまでの多くの例を挙げた。

「き」の用法は平安時代から鎌倉初頭に至るまでなら相違がない。また同時にそこには意味の変化も勿論認め難い。

この点に關し一言する。平安時代に比し、鎌倉・室町時代特に室町時代には近代語に連なる種々の新しい変化が出て来る。中でも「き」は衰退し、その終止形(「き」)は最も早く用いられなくなる。これは国語史の教えるところである。

ところで、次の左注には「き」の終止形の例が見られる。この事實は当代の「き」の意味・用法を考える上で重要であろうと思う。

その後いくばくの年もへだたず皇太后宮きさきに立ち給し時、わざとこのうたのよろこびいはれて侍き。(長秋詠藻、二〇九)

そのたび叙侍りにき。(拾遺愚草、二七二四)

人のよろこびはなくて、ゆるされ侍りにき。(同、二七二七)

と申しおくり侍りし比少将になりて、あくるとし、思ふゆゑありてのぞみ申さざりし四位して侍りき。(同、二七三七)

右がいずれも「き」の終止形であることに注意されるのである。いま詳述の余裕がないが、『拾遺愚草』にも見られるように鎌倉時代初期においてもこの語は終止形・連体形・已然形の三つながら用いられており、その用法も意味も平安時代と相違するところがない。即ちここにはまだ前述の室町時代に見られるような「き」の意味・用法の変質はないのである。

四 (三) 9

さて、山口氏は、詞書に「し」を使った例は平安時代の勅撰集の詞書にはなく、『新古今集』以後になると見られるとし、そこから「き」の使用法は『千載集』以前と『新古今集』以後との間で違っているのであると言う。この見解の当否は、要するに平安時代の勅撰集の詞書における「き」の用例の存在を確認すれば足りる。なお、「き」の詞書中の位置如何、即ち文中か文末かの区別は問わない。理由は後に詳述するであろう。

本題に入る。『古今集』については既にその数例の存在を確認済であるから、『後撰集』の例から見ると

今上、帥の親王ときこえし時、太政大臣の家に渡りおはしまして帰らせ給、御贈物に、御本奉るとて 太政大臣 (一三七八)

今上、梅壺におはしましたし時、薪木樵らせて奉り給ける 太政大臣 (一三八〇)

右の「今上」は村上天皇である。「新大系」(校注、片桐洋一氏)は右二例の「し」について「村上天皇の事績を述べる場合に用いられている」とする。次に『拾遺集』の例を挙げる。

はじめて平野祭に男使立てし時、うたふべき歌詠ませしに 大中能宣 (二六四)

「これは拾遺集花山院親撰説の根柢とされている有名な詞書である」(文献①、一一四頁)。なお、これは私撰集である『拾遺抄』のはじめで平野祭ををとこつかひたてし時、うたふべき歌とてよませたりし 大中能宣 (一一五)

とほとんど同文であるが、『拾遺集』でも「き」が斥除されることなく、そのまま用いられたのはそれが花山院に直接関わるものであったからである。続いて『詞花集』の例を見る。

新院、位におはしましし時、牡丹をよませ給ひけるにのみ侍りける 関白前太政大臣 (四八)

新院、位におはしましし時、月のあかく侍りける夜、女房につけたてまつらせ侍ける 太政大臣 (二九二)

『詞花集』には新院即ち宣下者崇徳院に関わる「き」の例が右を含め七、八例見られる。

以上は主として論文②の見解によりながら例示したものであるが、③論文では『後拾遺集』『金葉集』の例も指摘されている。先ず『後拾遺集』の例を挙げる。

円融院法皇うせさせたまひて、紫野に御葬送侍けるに、一とせこの所にて子日せさせたまひしことなど思ひ出でてよみ侍りける

左大将朝光 (五四一)

二条院東宮にまゐり給て藤壺におはしましけるに、前中宮のこの藤壺におはせしことなど思ひいづる人など侍ければ 大武三

位 (一一〇〇)

次に『金葉集』の例を挙げる。

五月五日わりなくてもり出でたる所に、菰といふ物ひきたりしも忘れがたさに言ひつかはしける 相模 (三三八)

物思ひ侍りけるころ月あかりける夜、あかざりし面影常よりもたへがたくてよめる 橘俊忠女 (四九四)

右の四例は特に宣下者との関係はないが、山口氏はそうした事情は一切顧慮することがなく、単に用例がないというだけであるから、

ここではその存在を示せば事は足りるのである。

結局、八代集で詞書に「き」の用例がないのは『千載集』のみであつて、他の七集にはすべてその例があることになる。

(因みに言う。『千載集』の場合には、当代の後鳥羽天皇はまだ七、八歳であり、宣下者である祖父後白河院の在位時期は『千載集』奏覧の三十年も以前のこととなる—この部分、論文②の見解に基づく—。即ち、この場合は『古今集』における醍醐天皇、『新古今集』における後鳥羽院に相当するような存在がないのである。これが『千載集』の詞書に「き」の例が見られない理由なのであろうと考える。先に、『千載集』においても「き」「けり」の斥除と添加が行われていることを見た。逆説的に言えば、「き」がないのは

『古今集』の方針が踏襲されている事を意味するものであろう)

右によつて、平安時代の勅撰集の詞書に「し」の例がないなどということが如何に事実を無視、否、事実を知らざるものであるかは明白であろう。右の用例の存在は氏の見解を一挙に瓦解せしめる。これは即ち「き」の使用法の変化、延いて「き」の意味の変化を否定するものに他ならない。

これまでしばしば言及した①・②二論文は先に記したようにそれぞれ数十年も前に発表されたものである。八代集の詞書の「き」「けり」に関する基本的な問題はここに既に明らかにされていたのである。しかも、この問題に関しては、その後多くの研究者が言及しているようである。従つて、如上の事実はほとんど周知のことと言ふべきであらう。

四(三) 10

さて、「き」の詞書中の位置如何の問題について述べる。氏は初め詞書の文末形式を問題としていたのである。即ち『古今集』には「しける(歌)」の例はあるが、「し(歌)」の例はない、というのが問題の発端であった(四(三)2・四(三)3)項)。従つて、続く「四(三)4」項における『新古今集』の用例についても、先ず

海辺霞といへる心を詠み侍りし(一六〇九)

の例を挙げ、「き」の使い方が、平安時代までとは変わった」としたのである。そして文末の用例という意識が強いせいであらう、次の

京極殿にて、はじめて人々歌つかうまつりしに、松有春色といふことを詠み侍りし(七三五)の「つかうまつりしに」の「し」に氏は傍線を付してないのである。

しかしながら、同時に氏の挙げる次の『新古今集』の例は勿論文末の用法ではない。

五十首歌奉りし時 (四及び九三九)

百首歌奉りし時、春の歌 (三)

そしてこれらの形式は次の『古今集』の傍線部の形式と同一であることを見逃してはならない。

歌たてまつれとおほせられし時、よみてたてまつれる (二二)。その他五九と三四二

歌たてまつれとおほせられし時に、よみてたてまつれる (二五)

ふる歌たてまつりし時の目録のその長歌 (一〇〇二)

敢えて蛇足を加える。前掲『新古今集』の表現は、それぞれ

五十首歌奉りし時、(よみ侍りし)〇〇の歌

百首歌奉りし時、(よみ侍りし)春の歌

の意であろう。繰り返しになるがこれらはいずれも文中の用法であって、『古今集』と『新古今集』との「し」の用法に何の相違も認められないのである。換言すれば、『新古今集』に至って、「き」に関して何か新しい用法が出て来たのではないことは明らかである。

ただし、ここで勅撰集の詞書の「き」「けり」について、その位置(文中・文末)を問題とすることは実は何の意味もないことである。言うまでもなく、問題の核心はそれが用いられるか、否かにあるからである。

いまひとつ附言する。如上の氏の論旨が甚だ分明を欠いた理由の最たるものは、この項が終始『愚秘抄』の内容―「き」「けり」の使い分けということ―の当否の観点から記述されている点にある。謂わば『愚秘抄』批判に関心が集中しているのであって、それ以上のものではない。『古今集』の「き」に触れることさえなく、まして八代集の詞書の考察には程遠いのである。「き」の使用法の変化や細江説の否定への言及などほとんど附けたり程度のものにしか過ぎなかつたのである。

四 (三) 11

以上、詞書の考察に基だ長文を費やした。いささか迂路を辿つたので次に結論的に概括する。

一 詞書の「き」の使用法は平安時代から鎌倉時代初期までなら変化はない。

1 私家集の詞書の例を見るに、平安初期から鎌倉初期に至るまで一貫して「き」の例がある。特に俊成の『長秋詠藻』、定家の『拾遺愚草』にはともに多数の例があり、両集の用法になんの相違もない。

2 勅撰集（八代集）の詞書はほぼ『古今集』の方針を踏襲している。『新古今集』を別として「き」の用例が少ない理由は宣下者の直接経験に関わる詠が少ないことによるが、なおほぼ一貫して用いられている。『千載集』に例が見られないのもその観点から説明し得る。

二 『新古今集』の詞書に「き」の例が多い理由は宣下者・親裁者としての後鳥羽院御自身の歌及び院が直接関与の歌合等に関わる詠が多いことによる。ただし、その量の変化（用例の多寡）はなんら質の変化（使用法・意味の相違）を意味しない。

三 右によって、平安末期と鎌倉初期とで「き」の使用法延いてその意味が変化したなどという事実は全く認められない。これを言語主体に即して言えば、例えば後鳥羽院や定家の言語意識に寸毫の変化も認め難い。「き」を含め、ある人の助動詞に対する意識が突如截然と一変するなど到底あり得ないことであろう。

附 「き」の使用法及び意味の変化の問題に関し、次にこれまでの氏の論旨の要を示す。

- 1 平安時代の勅撰集の詞書に「…し（歌）」の例はない。
- 2 それは平安時代の「き」が、過去の意即ち現在存在しないことを表す語であったからである。
- 3 鎌倉初期の勅撰集の詞書には「…し（歌）」の例が見られる。
- 4 これによって「き」の使用法が変わったことになる。

右1は全く事実を無視したものである。そして、この臆断は―驚くべきことに―ほとんど事実を尋究せぬことに由来する。次に、

2は1の根拠をなすが、この「き」の意味が到底認められぬことは第一章以来繰り返し確認してきたところであり、当面の問題に関しても改めて否定した。

次の3・4は、「き」の意味が鎌倉初期以後変化したことを含意する。これは右の論理の当然の帰結である。では、「き」の意味はどう変じたのか。氏はその点について少しも説明していないが、ここから導き出される結論は自ら

「き」は過去即ち現在存在しないことを表す語ではなく、なつた。

となる筈である。ただしこれは氏の言う平安時代の「き」の意味を否定するだけであつて、変化したという鎌倉初期以後の「き」の意味を表してはいない。どう変化したのかは極めて重要な問題ではないか。氏は右1〜4のあと、平安時代の勅撰集の詞書の「き」「けり」の間に「直接体験の過去」「間接的に知つた過去」という区別がなかつた事を言い、そこから「名語記」「愚秘抄」の内容を否定する。問題意識がそこにあるから、「き」の意味の変化如何は所詮念頭にないもののものである。

おわりに

以上「上」「中」「下」に互つて、山口氏の助動詞「き」「けり」の見解を検討してきた。甚だ長大になつたが、ここでそれを改めて概括することはしない。また、拙稿の意図するところは既に「中」の末尾に率直に記したとおりである。

思うに、山口氏の見解に対する如上の検討は終始ネガティブな、かつ非生産的な営為であつた。氏の見解には如何に検討を尽してもそこから止揚されるべきものがない。要するに何も残らないのである。甚だ長文をものしながら、ここに至つて一種の虚しさを禁じ得ない所以である。むしろ筆者にとって得るところは、この機会に山田氏『日本文法論』の「けり」説の考察に取り組んだこと、『古今集』を初めとする勅撰集の詞書の性格を追究したこと等である。そしてこれが生産的な意味を持ち、この方面の研究にいささかなりとも資するところがあれば予期せぬ望外の悦びである。

なお、氏の所謂「時の助動詞」とは「き」「けり」の他「つ」「ぬ」「たり」「り」を指すが、この内「つ」「ぬ」の見解には問題が多い。これについては別に機会を得たいと思う。

【正誤表】

- 「上」二頁〜三頁文献⑩・⑪・⑫ 「国語と国文学」↓「国語と國文學」
 同 四頁七行 文献⑬↓文献⑭
 同 八頁七行 五列↓五例
 同 一〇頁五行 ②今はいない（故人）↓②今はない（故人）
 同 一二頁一〜七行 各二字下げ
 同 二四頁二〇行 「昨日、会った」の如く↓「昨日、会った人だ」の「昨日、会った」の如く
 同 四五頁四行・一三行 思ひ起こす↓思ひ起す
 同 五一頁一七行 思想内に浮かぶるは↓思想内に浮ぶるは
 同 六一頁五行 （第一章例文3で引用）↓（第一章例文3の項で引用）
 同 六九頁九行 次に「ホ」以下の例で↓次に（ホ）以下の例で
 「中」 五頁一八行 即ち第一文の↓即ち物語冒頭第一文の
 同 五一頁一七行 例文26↓例文28